

# 第5回 栗原地域合併協議会

日 時 平成15年10月9日(木)

午後2時00分

場 所 高清水町民体育館

## 会 議 次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 挨拶

4 会議録署名委員の指名

5 協議事項

協議第13号 地方税の取扱い(その1)について

協議第14号 条例、規則等の取扱いについて

協議第15号 納税関係事業について

6 提案事項

協議第16号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第17号 消防団の取扱いについて

協議第18号 町村立学校(園)の通学区域の取扱いについて

協議第19号 消防防災関係事業について

協議第20号 建設関係事業について

協議第21号 新市建設計画(第1章 序論 第2章 新市の概況)について

7 その他

8 閉 会

協議第16号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年10月9日

栗原地域合併協議会  
会長 菅原郁夫

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

10町村の農業委員会は、平成17年7月19日までは、農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、新市の農業委員会として存続する。

その後1つの委員会を置き、選挙による委員の定数については40人以内とする。

なお、選挙による委員定数及び選挙区設置については、附属機関に付託し、協議会で決定する。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整方針

協定項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	関係項目
調整の方針・内容	<p>10町村の農業委員会は、平成17年7月19日までは、農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、新市の農業委員会として存続する。</p> <p>その後1つの委員会を置き、選挙による委員の定数については40人以内とする。</p> <p>なお、選挙による委員定数及び選挙区設置については、附属機関に付託し、協議会で決定する。</p>	

項目	参 考 事 項																					
	築館町		若柳町		栗駒町		高清水町		一迫町		瀬峰町		鶯沢町		金成町		志波姫町		花山村		計	
1. 農業委員の定数																						
委員の構成	定数	現在数																				
・選挙による委員	10	10	12	11	12	12	10	10	10	10	12	12	10	10	10	10	12	12	10	10	108	107
・法12条1号委員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20	20
・法12条2号委員	5	2	5	2	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	2	5	2	5	1	50	14
計	17	14	19	15	19	15	17	13	17	13	19	15	17	13	17	14	19	16	17	13	178	141
2. 農業委員会委員の任期																						
・改選日	平成14年7月20日	平成14年7月20日	平成14年7月7日	平成14年7月7日	平成13年3月18日	平成14年7月20日	平成14年7月20日	平成14年7月20日	平成15年4月1日	平成14年7月20日												
・任期満了日	平成17年7月19日	平成17年7月19日	平成17年7月19日	平成17年7月19日	平成16年3月31日	平成17年7月19日																
3. 農業委員会選挙委員の定数基準																						
・区域面積 (ha)	6,369	5,256	24,436	2,345	8,758	2,928	3,723	7,845	3,088	15,890	80,638											
・農地面積 (ha)	2,280	2,730	3,460	1,080	2,430	1,400	614	2,300	2,060	431	18,785											
・基準農業者数 (10a以上耕作者)	1,311	1,697	2,085	651	1,431	588	434	1,315	1,146	278	10,936											
選挙人名簿登録世帯数	1,310	1,697	2,080	650	1,428	588	434	1,314	1,145	278	10,924											
農業生産法人数	1	0	5	1	3	0	0	1	1	0	12											
・被選挙人人数	3,664	4,280	1,883	1,729	3,516	1,713	1,397	3,964	2,825	756	25,727											
4. 農地法届出処理件数	平成14年度実績																					
第3条関係	55	100	91	13	52	27	19	45	71	3	476											
第4条関係	8	4	6	1	4	2	2	5	9	2	43											
第5条関係	48	22	21	0	30	6	1	15	8	10	161											
第20条関係	14	19	9	0	33	11	0	7	18	1	112											
計	125	145	127	14	119	46	22	72	106	16	792											

協議第16号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて 「参考資料1」

〔農業委員会の設置〕

農業委員会等に関する法律（抜粋）

（設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又は区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

（境界の変更の場合の特例）

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会等に関する法律施行令（抜粋）

（2以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が24,000ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村とする。

区域面積：栗原圏域 = 80,638ha、農地面積：栗原圏域 = 18,785ha

〔選挙による委員の定数〕

農業委員会等に関する法律（抜粋）

（選挙による委員）

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

農業委員会等に関する法律施行令（抜粋）

（選挙による委員の定数の基準）

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、下記に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区 分		定数の基準
1	（1）その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 （2）10アール（北海道にあつては、30アール）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が1,100以下の農業委員会	20人以下

2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を越える農業委員会	40人以下

〔選挙以外の委員〕

農業委員会等に関する法律（抜粋）

（選任による委員）

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

- 一 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員）各1人
- 二 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

〔選挙区〕

農業委員会等に関する法律（抜粋）

（選挙の単位）

第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

- 2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。
- 3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。
- 4 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

農業委員会等に関する法律施行令（抜粋）

（選挙区の基準）

第5条 第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。

〔任期〕

農業委員会等に関する法律（抜粋）

（委員の任期）

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

- 4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

（第35条第1項.....この法律中市町村に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては政令の定めるところにより、区に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合にこれを適用する。）

（地方自治法第252条の19第1項.....政令で指定する人口50万人以上の市）

4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

（第6条第8項抜粋.....協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。）

協議第16号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い 「参考資料2（新設合併の場合）」

自治法：地方自治法、農委法：農業委員会等に関する法律、合併特例法：市町村の合併の特例に関する法律

農業委員会の区分		旧町村の農業委員会	合併後の取り扱い	委員の区分	委員の身分等	定数	任期	根拠法令等
新市の区域に1つの農業委員会を置く場合		廃止	原則	選挙	全員失職する。 農業委員会設置の日から50日以内に選挙を行う。	政令で定める基準に基づき、10人以上40人以内で条例で定める数	3年	自治法第180条の5第3項（設置）、農委法第3条第1項（設置）・第7条第1項（定数）・第15条第1項（委員の任期）
				選任	全員失職する。 合併後速やかに市町村が選任する	農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事 各1人 議会が推薦した学識経験を有する者5人以内		選挙による委員の任期満了まで
			特例措置（合併特例法）	選挙	旧町村の委員が、右の範囲で引き続き在任できる。	合併関係市町村の協議により10人以上80人以内で定める数	合併後1年を超えない範囲で協議により定める期間	合併特例法第8条第1項・第2項
				選任	原則による（合併特例法の適用なし）	同左	同左	農委法第12条（定数）・第15条第4項（委員の任期）
新市の区域を分けて2つ以上の農業委員会を置く場合	旧町村に置かれた区域を区域としない場合	廃止	原則	選挙	全員失職する。 農業委員会設置の日から50日以内に選挙を行う。	政令で定める基準に基づき、10人以上40人以内で条例で定める数	3年	自治法第180条の5第3項（設置）、農委法第3条第2項（設置）・第7条第1項（定数）・第15条第1項（委員の任期）
				選任	全員失職する。 合併後速やかに市町村が選任する	農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事 各1人 議会が推薦した学識経験を有する者5人以内		選挙による委員の任期満了まで
			特例措置（合併特例法）	選挙	旧町村の委員が、右の範囲で引き続き在任できる。	各農業委員会ごと、合併関係市町村の協議により10人以上80人以内で定める数	合併後1年を超えない範囲で協議により定める期間	合併特例法第8条第3項
				選任	原則による（合併特例法の適用なし）	同左	同左	農委法第12条（定数）・第15条第4項（委員の任期）
	旧町村に置かれた区域を区域とする場合	存続	特例措置（農委法）	選挙	旧町村の委員が引き続き在任できる。	従来の定数 合計108（現委員107）	従来の任期	農委法第34条第1項
				選任	旧町村の委員が引き続き在任できる。	従来の定数 合計70（現委員34）	従来の任期	農委法第34条第1項

協議第16号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い 「参考資料3(新設合併の場合)」

新市の「農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い」選択肢の選挙による委員数から見た比較

区 分		選 出 方 法	選挙による委員の数(10年間の述べ人数)	費 用 比 較
新市に一つの委員会を置く場合	設置選挙	条例で定める数(新市の場合は40人以下)で、合併の日から50日以内に新たに選挙する。	選挙による委員 40人 40人×10年=400人	(北上市の報酬を例として試算した場合) ・540千円×400人= 218,760千円 (郡内最高額の町を例として試算した場合) ・452.4千円×400人= 185,616千円
	在任特例	協議により80を超えず10を下らない数で、合併後1年を越えない範囲で協議で定める期間引き続き在任する。	(特定期間) 選挙による委員 80人 80人×1年+40人×9年=440人	(北上市の報酬を例として試算した場合) ・540千円×440人= 240,360千円 (郡内最高額の町を例として試算した場合) ・452.4千円×440人= 203,712千円
新市に従前の町村の区域毎に委員会を置く場合		従前の町村の委員会は、従前の定数・任期で、それぞれ新市の委員会となって存続し、委員もそのまま在任する。	そのまま存続する場合 108人×10年=1,080人	(北上市の報酬を例として試算した場合) ・540千円×1,080人= 585,960千円 (郡内最高額の町を例として試算した場合) ・452.4千円×1,080人= 493,248千円
新市に従前の区域と異なった区域により2以上の委員会を置く場合	各委員会ごとに設置選挙	各委員会ごとに、条例で定める数(新市の場合は40人以下)で、合併の日から50日以内に新たに選挙する。	40人×10年×2組織=800人	(北上市の報酬を例として試算した場合) ・540千円×800人= 437,520千円 (郡内最高額の町を例として試算した場合) ・452.4千円×800人= 371,232千円
	各委員会ごとに在任特例	各委員会ごとに、協議会により80を超えず10を下らない数で、合併後1年を越えない範囲で協議で定める期間引き続き在任する。	(特例期間) 選挙による委員 108人 108人×1年+40人×9年×2組織=828人	(北上市の報酬を例として試算した場合) ・540千円×828人= 452,364千円 (郡内最高額の町を例として試算した場合) ・452.4千円×828人= 383,435千円

「選挙による委員の数(10年間の述べ人数)」欄における「10年間」の考えは、新市建設計画の期間を基本とした。

費用比較欄では、「北上市:会長63,000円/月額・職務代理50,000円/月額・委員45,000円/月額 郡内最高額の町:会長892,800円/年額・職務代理477,600円/年額・委員452,400円/年額」それぞれ異なった報酬額を整理し、試算しております。

協議第16号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて 「参考資料4」

〔先進地事例〕

新市町村名	合併期日	調整方針
岩手県北上市(北上市・和賀町・江釣子村)	H3.4.1	<p>新市に一つの農業委員会を置き、3市町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>また、選任による委員は、農業協同組合及び農業共済組合推薦委員が5人、議会推薦委員5人とする。</p> <p>農家戸数：5,813戸 耕地面積：8,456ha</p>
埼玉県さいたま市(浦和市・大宮市・与野市)	H13.5.1	<p>3市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>農家戸数：3,562戸 耕地面積：2,630ha</p>
宮城県加美町(中新田・小野田・宮崎町)	H15.4.1	<p>農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、3町の委員が、平成16年3月31日まで引き続き新町の農業委員として在任する。</p> <p>農家戸数：2,885戸 耕地面積：5,960ha</p>
山口県周南市(新南陽市、徳山市、鹿野町、熊毛町)	H15.4.21	<p>2市2町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員として存続する。その後、1つに統一し、選挙区を設けることとするが、選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において調整する。</p> <p>農家戸数：4,957戸 耕地面積：3,231ha</p>
登米地域合併協議会 協議中	H17.3.22 予定	<p>9町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後、1つに統合し、選挙区を設けることとするが、選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において調整する。</p> <p>農家戸数：11,976戸 耕地面積：18,723ha</p>

協議第17号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年10月9日

栗原地域合併協議会  
会長 菅原郁夫

消防団の取扱いについて

関係町村の団員については、新市に引継ぐものとする。  
消防団については、組織等の調整を含め、合併時に統合する。

平成 年 月 日確認

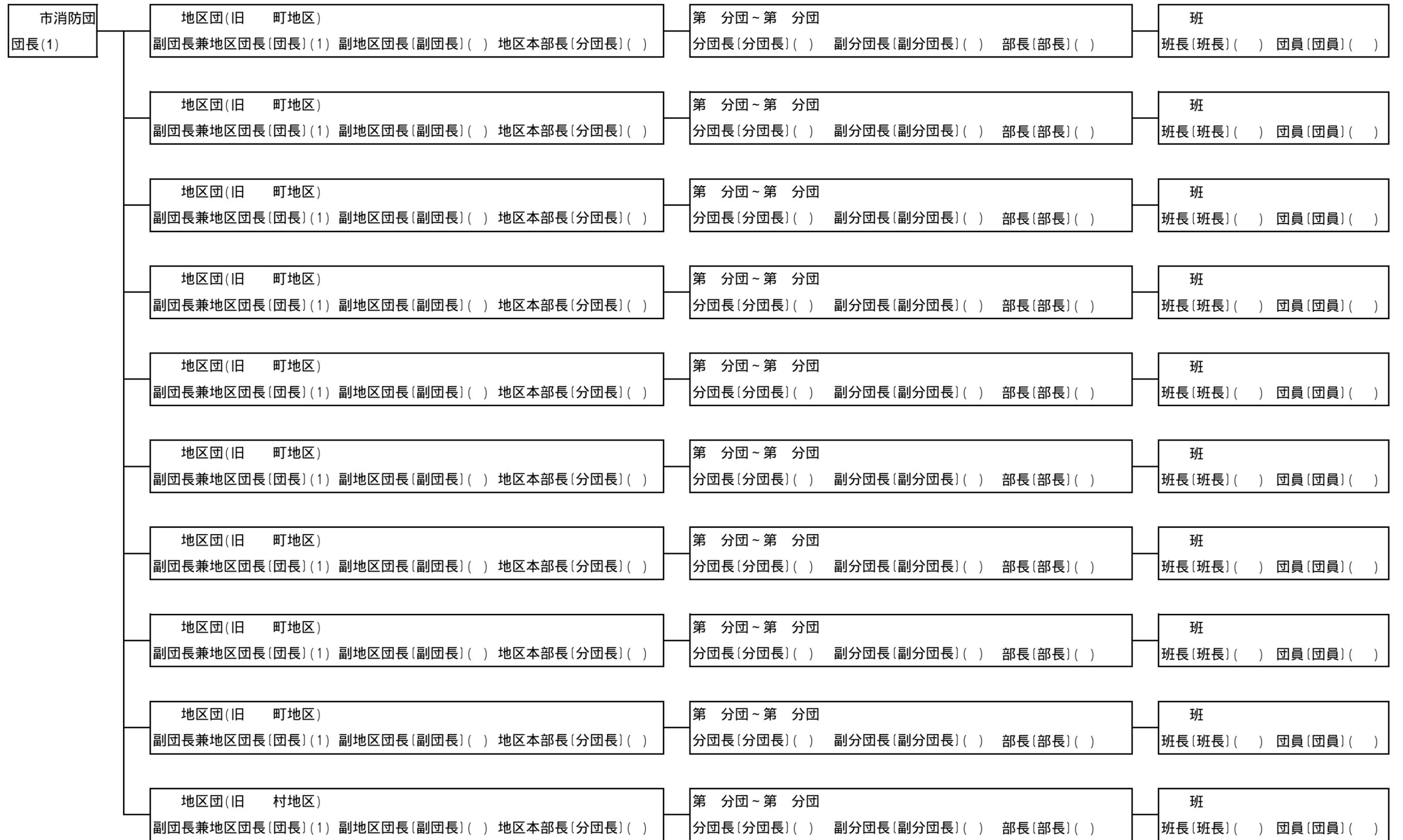
栗原地域合併協議会の調整方針

協議項目	消防団の取扱い	関係項目	消防団組織・消防施設
調整方針・調整内容	・関係町村の団員については、新市に引継ぐものとする。 ・消防団については、組織等の調整を含め、合併時に統合する。 別添組織図 参照		

協議項目	参 考 事 項									
	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村
1. 団員の定数(現有:2,053名)	合計:300名 (250名)	合計:320名 (306名)	合計:345名 (319名)	合計:130名 (116名)	合計:335名 (315名)	合計:160名 (145名)	合計:123名 (98名)	合計:285名 (235名)	合計:180名 (175名)	合計:110名 (94名)
(内訳) 団長 (10名)	1名 (1名)	1名 (1名)	1名 (1名)	1名 (1名)	1名 (1名)	1名 (1名)	1名 (1名)	1名 (1名)	1名 (1名)	1名 (1名)
副団長 (15名)	2名 (2名)	1名 (1名)	2名 (2名)	2名 (2名)	2名 (2名)	1名 (1名)	1名 (1名)	2名 (2名)	1名 (1名)	2名 (1名)
分団長 (50名)	5名 (5名)	6名 (6名)	7名 (7名)	4名 (4名)	5名 (5名)	4名 (4名)	7名 (7名)	5名 (5名)	4名 (4名)	3名 (3名)
副分団長 (50名)	7名 (6名)	6名 (6名)	7名 (7名)	4名 (4名)	5名 (5名)	4名 (4名)	7名 (7名)	5名 (5名)	4名 (4名)	2名 (2名)
部長 (97名)	20名 (22名)	18名 (18名)	15名 (15名)	-名 (-名)	18名 (18名)	4名 (4名)	2名 (2名)	14名 (14名)	6名 (4名)	-名 (-名)
班長 (300名)	48名 (44名)	39名 (39名)	54名 (51名)	17名 (17名)	43名 (43名)	13名 (13名)	19名 (18名)	42名 (42名)	21名 (21名)	12名 (12名)
団員 (1,531名)	217名 (170名)	249名 (235名)	259名 (236名)	102名 (88名)	261名 (241名)	133名 (118名)	86名 (62名)	216名 (166名)	143名 (140名)	90名 (75名)
2. 分団数	5分団(本部含む)	7分団(本部分団を含む)	7分団(本部を含む)	5分団(本部を含む)	5分団(本部を含む)	4分団	7分団	5分団(本部を含む)	4分団(本部分団を含む)	3分団(本部を含む)
3. 報酬(年額)										
団長	96,700円	129,500円	88,200円	100,000円	87,000円	91,000円	75,400円	92,000円	92,000円	102,000円
副団長	71,700円	77,700円	60,600円	83,000円	68,000円	69,000円	68,200円	72,000円	75,000円	79,000円
分団長	57,100円	63,300円	52,300円	76,000円	61,000円	58,000円	61,100円	60,000円	65,000円	58,000円
副分団長	45,900円	46,000円	38,500円	70,000円	54,000円	47,000円	52,000円	47,000円	50,000円	47,000円
部長	39,200円	44,700円	32,700円	66,000円	43,000円	43,000円	45,800円	45,000円	48,000円	-円
班長	34,300円	34,200円	27,900円	64,000円	32,000円	37,800円	38,700円	43,000円	44,000円	37,000円
団員	17,400円	11,800円	10,200円	報酬なし	報酬なし	報酬なし	31,600円	4,500円(日額)	4,100円(日額)	報酬なし
自動車機関員	-	23,600円	-	-	-	-	-	-	-	68,000円
小型機関員	-	16,900円	-	-	-	-	-	-	-	-
ラッパ員	-	18,400円	-	-	-	-	-	-	-	-
予防広報員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,700円
4. 手当										
出勤手当										
水火災出場手当	2,200円	1,000円	2,000円	-	3,900円	2,800円	1,500円	1,000円	2,000円	4,000円
風水害出勤手当	-	2,500円	2,000円	-	-	-	-	1,000円	2,000円	4,000円
警戒練習手当	2,200円	2,000円	2,000円	4,800円	4,400円	2,400円	1,500円	1,000円	2,000円	4,000円
幹部会手当	2,000円	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訓練(出勤)手当	4,200円	3,000円	4,000円	5,500円	4,500円	4,500円	2,000円	1,000円	2,000円	4,000円
捜索出勤手当	-	-	4,000円	-	-	-	-	-	-	-
会議出勤手当	-	-	-	-	-	-	800円	-	-	-
その他出勤手当	-	-	-	4,800円	-	2,500円	1,500円	-	-	-
その他手当										
・旅費・費用弁償										
日当	-	2,100円	1,000円(県外のみ)	2,000円	2,100円	2,300円(県外かつ100km)	-	1,100円(都外2,200円)	-	-
宿泊費	-	12,000円(県外かつ100km)	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円(以上)	-	12,000円(県外13,000円)	-	-
費用弁償	-	1,700円(以上:13,000円)	-	2,000円	1,700円	1,000円(在勤地内)	-	1,300円(都外1,800円)	2,000円	-
・機械整備手当(年額)										
自動車ポンプ	22,000円	-	10,000円	-	-	30,000円	-	45,000円	-	-
小型ポンプ	7,000円	-	3,000円	-	-	30,000円	-	18,000円	-	-
消防車	-	-	-	-	120,000円	-	-	-	-	-
積載車	-	-	-	-	120,000円	-	-	-	-	-
ポンプ積載車	-	-	6,000円	-	-	-	-	25,000円	-	-
可搬ポンプ	-	-	-	-	28,000円	-	-	-	-	-
・管理手当(年額)										
消防施設管理手当	-	-	-	10,000円	-	-	-	-	-	-
5. 資機材整備の状況										
消防ポンプ格納庫	21箇所	27箇所	29箇所	10箇所	34箇所	12箇所	7箇所	30箇所	16箇所	10箇所
小型動力ポンプ付積載車	4台	24台	25台	9台	9台	5台	6台	18台	9台	9台
自動車ポンプ車	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	3台	1台	1台
可搬ポンプ	19台	2台	3台	21台	21台	1台	1台	10台	7台	9台
リヤカー	18台	2台	3台	21台	21台	6台	15基	10台	10基	20基
防災無線機(移動系)	12基	9基	19基	19基	15基	4基	15基	13基	10基	20基
火の見櫓	11カ所	23箇所	29箇所	2箇所	1箇所	12箇所	12箇所	22箇所	12箇所	1箇所
ホース乾燥施設	8カ所	25箇所(内火の見櫓22箇所)	29箇所	8箇所	31箇所	12箇所	6箇所	9箇所	12箇所	10箇所
消防ポンプ										
普通積載車					3台					

参 考 事 項										
協 議 項 目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村
6. 消防団員の装備										
乙服										
刺子法被	全団員	部長以上	-	-	-	-	-	-	-	-
葛城法被	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員
刺子ズボン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
葛城ズボン	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員
腹掛	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員
地下足袋	一部	班長以上	全団員	全団員	全団員	全団員	-	全団員	-	全団員
皮バンド	全団員	副分団長以上	班長以上	班長以上	全員	-	-	-	-	-
帯	-	部長以下	-	-	-	全団員	全団員	全団員	-	全団員
手袋	-	-	-	-	全員	-	-	-	-	-
被布外套	団長・三役・総務課長	三役・総務課長	-	-	-	-	-	-	団長・三役・総務課長	-
略帽	全団員	全団員	全団員	-	全員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員
甲服										
制服上下	団長・副団長・三役・総務課長	分団長以上、三役	団長、副団長、町長	分団長以上	分団長以上	団長・町長	団長・副団長	団長、三役	分団長以上、町長	団長、副団長
盛夏服	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
制帽	全団員	分団長以上、三役	分団長以上	分団長以上	分団長以上	-	団長・副団長	-	分団長以上、町長	団長、副団長
短靴	全団員	-	分団長以上	分団長以上	-	-	-	-	-	-
階級章	全団員	分団長以上、三役	団長、副団長、町長	全団員	全団員	全団員	全団員	-	分団長以上	団長、副団長
活動服										
作業服上下(ブルー)	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	-	全団員	-	全団員	全団員
作業服上下(新基準)	-	-	-	-	-	全団員	-	全団員	-	-
消防ゴム長靴	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員
アボロキャップ	-	全団員	-	-	-	全団員	全団員	全団員	-	-
編上げ靴	-	全団員	全団員	全団員	-	-	-	-	全団員	-
防火服	-	-	-	-	-	-	-	各分団4着	-	-
防火服用ヘルメット	-	-	-	-	-	-	-	各分団4個	-	-
ヘルメット	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員
ナイロンバンド 紺	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	-	全団員	-	全団員	全団員
ナイロンバンド オレンジ	-	-	-	-	-	全団員	-	全団員	-	-
作業服上下(カーキ)	団長・副団長・三役・総務課長	団長・副団長・三役・総務課長	分団長以上、三役、総務課長	分団長以上、三役、総務課長	分団長以上	分団長以上・三役・総務課長	分団長以上	-	-	三役、団長、副団長
制帽(カーキ)	団長・副団長・三役・総務課長	団長・副団長・三役	-	分団長以上、三役、総務課長	分団長以上	分団長以上・三役・総務課長	分団長以上	-	-	-
7. 入団資格										
居住地	築館町に居住する者	当該消防団の区域内に居住する者	町内に居住する者	本町に居住する男子	当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者	本町に居住する者	町内に住所を有する者	当該消防団の区域内に居住する者	志波姫町内に居住する者	本村に居住する者
年齢	18歳以上の者	18歳以上の者	18歳以上の者	満18歳以上の者	満18歳以上60歳未満の者	18歳以上の者	原則として18歳以上60歳未満の者	満18歳以上55歳未満の者	18歳以上の者	18歳以上60歳まで
その他		志操堅固でかつ身体強健な者		志操堅固でかつ身体強健な者	志操堅固で、かつ、身体強健な者			志操堅固で、かつ身体強健な者	志操堅固で、かつ身体強健な者	志操堅固にして身体強健である者
8. 定年										
団長	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	65歳
副団長	なし	満67歳の誕生日月末	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	65歳
分団長	65歳に到達した月の末日	満65歳の誕生日月末	なし	60歳の誕生日前日	なし	なし	なし	なし	なし	65歳
副分団長	65歳に到達した月の末日	満65歳の誕生日月末	なし	60歳の誕生日前日	なし	なし	なし	なし	なし	65歳
部長	65歳に到達した月の末日	満65歳の誕生日月末	なし	60歳の誕生日前日	なし	なし	なし	なし	なし	65歳
班長	65歳に到達した月の末日	満65歳の誕生日月末	55歳未満	58歳の誕生日前日	なし	なし	なし	なし	なし	60歳
団員	60歳に到達した月の末日	満65歳の誕生日月末	55歳未満	57歳の誕生日前日	60歳	なし	60歳	55歳	なし	60歳
参考資料	<p>【消防組織法】(抜粋)                      (消防の任務)                      第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。                      (市町村の消防責任)                      第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。                      (市町村消防の管理)                      第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。                      (市町村の消防に要する費用)                      第8条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。                      (消防機関)                      第9条 市町村はその消防事務の処理をするため次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。                      ・消防本部                      ・消防署                      ・消防団                      (消防団)                      第15条 (1)消防団の設置名称及び地域は、条例に定める。                      (2)消防団の組織は、市町村の規則に定める。                      (3)消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の管轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。</p>					<p>(消防団員)                      第15条の2 (1)消防団に消防団員を置く。                      (2)消防団員の定数は、条例で定める。                      (消防団長)                      第15条の3 (1)消防団の長は、消防団長とする。                      (2)消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。                      (消防団員の任免)                      第15条の5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。                      (消防団員の任免等)                      第15条の6 (1)消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他の身分の取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については、地方公務員法に定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。                      (2)消防団員の階級並びに訓練、礼式及び制服に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定め</p> <p>【例規】                      ・市消防団の設置等に関する条例及び規則                      ・市消防団員の定数、任免、給与、服務に関する条例及び規則                      ・市消防団員等公務災害等補償条例及び施行規則                      ・市消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例及び規則</p>				

# 【参考資料】新市消防団組織図(案)



協議第18号

町村立学校（園）の通学区域の取扱いについて

町村立学校（園）の通学区域の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年10月9日

栗原地域合併協議会  
会長 菅原郁夫

町村立学校（園）の通学区域の取扱いについて

通学区域については、当面現行のとおりとするが、児童生徒数の動向等を踏まえ、新市において検討を行うものとする。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整方針

協定項目	町村立学校（園）の通学区域の取扱い	関係項目	就学区域・区域外就学通学
調整方針・内容	通学区域については、当面現行のとおりとするが、児童生徒数の動向を踏まえ、新市において検討を行うものとする。		

協議項目	参 考 事 項										備考
	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村	
1. 中学校	築館中学校（分校 有） 通学区域：町内全域	若柳中学校 通学区域：町内全域	栗駒中学校 通学区域：町内全域	高清水中学校 通学区域：町内全域	一迫中学校 通学区域：町内全域	瀬峰中学校 通学区域：町内全域	鶯沢中学校 通学区域：町内全域	金成中学校 通学区域：町内全域	志波姫中学校 通学区域：町内全域	花山中学校 通学区域：村内全域	中学校計 10校
2. 小学校	築館小学校 通学区域： 上町、南町、中町、西町、北町、下町、東町、伊豆一、伊豆二、駅前、坂下、館下、赤坂、成田、佐野、上萩沢、高森、下萩沢、横須賀、蟹沢、留場南	若柳小学校 通学区域： 新町一、新町二、北浦、中町、元町一、元町二、元町三、片町一、片町二、大袋、荒町、並柳、十文字、我門、北二股、新山、上町、南大通、下町一、下町二、八木、川原	岩ヶ崎小学校 通学区域： 茂庭町、六日町、八日町、四日町、東方区、下小路、上小路上、上小路下、中野上、中野下、上野、鳥沢南の一部（梅田地区）	高清水小学校 通学区域：町内全域	一迫小学校 通学区域： 南沢、大館、竹の内、曾根、本町、中町、荒町、清水一、清水二、保呂羽、輝井、八幡、大川口下（熊沢、清水沢、柏木、小古、小古下、大下、町田の一部）	瀬峰小学校 通学区域：町内全域	鶯沢小学校 通学区域：町内全域	沢辺小学校 通学区域： 字南、沢辺上、沢辺下、姉齒上、姉齒下、梨崎下沢辺、小堤	志波姫小学校 通学区域：町内全域	花山小学校 通学区域：村内全域	小学校計 29校
	玉沢小学校 通学区域： 上照越、中照越、下照越、八沢、太田	大目小学校 通学区域： 南二又、大目、新田	尾松小学校 通学区域： 高松、清水田、宝領、大鳥西、大鳥中、大鳥東、八幡、桜田上、桜田下、菱沼、栗原、栗原沖		金田小学校 通学区域： 嶋駄（太子堂の一部含む）清水目、東町、川口中町、新町、滝野、川北、大崩（妻の神及び山の上の一部を含む）			金成小学校 通学区域： 金成南1、金成南2、金成北、金成東、畑1、畑2及び小迫の一部			
	宮野小学校（分校 有） 通学区域： 秋山、本木、八幡町、宮野上、留場北、芋埵	有賀小学校 通学区域： 三田鳥、有賀、上在、町館、下在	文字小学校 通学区域： 川東、川西、山口、中文字、下文字、荒砥沢、新田、角ヶ崎、馬場の一部（大峰地区）		長崎小学校 通学区域： 高橋下、高橋上、荒町下、荒町上、大川口上、大川口下（一迫小学校通学区域を除く）			萩野小学校 通学区域： 有壁1、有壁2、有壁3、上片馬合、下片馬合			
	富野小学校 通学区域： 花の木、大堀、黒瀬、沖富、根岸	大岡小学校 通学区域： 大林一、大林二、福岡	栗駒小学校（耕英分校） 通学区域： 滝ノ原、日照田、三丁、若木、馬場の一部（大峰地区）、耕英		姫松小学校 通学区域： 本沢、一本松、姫松南沢、狐崎一、狐崎二、畑、片子沢			萩野第二小学校 通学区域： 末野、藤渡戸、赤児、普賢堂			
		畑岡小学校 通学区域： 大畑、峯、内谷川、米ヶ浦一、米ヶ浦二、多賀	宝来小学校 通学区域： 芋埵、渡丸、泉沢、田高田、町田、西田					津久毛小学校 通学区域： 小迫の一部、岩崎平形、大原木			
			鳥矢崎小学校 通学区域： 猿飛来上、猿飛来下、里谷、深谷、鳥沢下、鳥沢北、鳥沢南の一部（梅田地区を除く）								
3. 幼稚園	築館幼稚園 通学区域：築館小学校区	若柳幼稚園 通学区域：若柳、大目小学校区	岩ヶ崎幼稚園 通学区域：岩ヶ崎小学校区	高清水幼稚園 通学区域：町内全域	一迫幼稚園 通学区域：一迫、長崎、姫松小学校区	瀬峰幼稚園 通学区域：町内全域	鶯沢幼稚園 通学区域：町内全域	金成幼稚園 通学区域：町内全域	ふたば幼稚園 通学区域：町内全域	花山幼稚園 通学区域：村内全域	幼稚園計 22園
	玉沢幼稚園 通学区域：玉沢小学校区	有賀幼稚園 通学区域：有賀小学校区	尾松幼稚園 通学区域：尾松小学校区		金田幼稚園 通学区域：金田小学校区						
	宮野幼稚園 通学区域：宮野小学校区	大岡幼稚園 通学区域：大岡小学校区	文字幼稚園 通学区域：文字小学校区								
	富野幼稚園 通学区域：富野小学校区	畑岡幼稚園 通学区域：畑岡小学校区	栗駒幼稚園 通学区域：栗駒小学校（耕英分校）区								
			宝来幼稚園 通学区域：宝来小学校区								
			鳥矢崎幼稚園 通学区域：鳥矢崎小学校区								
4. 参考法令 先進地事例	学校教育施行令（抜粋） （入学期日等の通知、学校の指定） 第5条2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第51条の10の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。 3 前2項の規定は、第9条第1項の届出のあった就学予定者については、適用しない。 第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項（第6条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。 （区域外就学等） 第9条 児童生徒等のうち盲者等以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。 2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）への就学に係るものに限る）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。					さぬき市（香川県） 当面は現行のとおりとする。ただし、新市において通学区域の検討を行う。 篠山市（兵庫県） 通学区域については、現行のとおりとする。 三次市（広島県）平成16年4月1日合併予定 小中学校の（設置及び配置並びに）通学区域については、当面は、現行どおりとする。 今治市（愛媛県）平成17年1月16日合併目標 現行の通学区域を基本として、新市に引き継ぐものとする。なお合併時における小・中学校の在籍児童生徒については、従前の例によるものとする。					

参 考 項 目

協 議 項 目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村					
1 小学校別学級数 児童数	・築館小学校 学年 学級数 児童数 1 2 7 8 2 2 5 8 3 3 8 1 4 2 7 2 5 2 7 7 6 2 7 8 なかよし学級 1学級5人 あすなる学級 1学級1人 計 15 45 0	・若柳小学校 学年 学級数 児童数 1 3 8 4 2 2 5 2 3 2 6 2 4 2 6 2 5 2 7 2 6 2 7 8 特殊教室 4学級7人 計 17 41 7	・岩ヶ崎小学校 学年 学級数 児童数 1 1 3 8 2 2 4 4 3 1 3 0 4 2 4 2 5 1 3 9 6 2 5 4 特殊学級 1学級1人 計 10 24 8	・高清水小学校 学年 学級数 児童数 1 1 3 9 2 1 3 6 3 1 3 7 4 1 3 8 5 2 4 4 6 2 5 0 特殊学級 1学級1人 計 9 24 5	・一迫小学校 学年 学級数 児童数 1 1 3 8 2 1 3 4 3 1 3 6 4 1 3 3 5 2 3 6 6 2 3 8 特殊学級 1学級2人 計 7 21 7	・瀬峰小学校 学年 学級数 児童数 1 2 4 3 2 2 4 8 3 1 3 3 4 2 4 5 5 2 4 2 6 2 6 0 特殊学級 3学級3人 計 14 27 4	・鶯沢小学校 学年 学級数 児童数 1 1 3 3 2 1 3 4 3 1 2 7 4 1 2 1 5 1 3 1 6 1 2 8 特殊学級 1学級1人 計 7 17 5	・沢辺小学校 学年 学級数 児童数 1 1 2 0 2 1 3 0 3 1 2 5 4 1 1 0 5 1 2 1 6 1 2 5 特殊学級 1学級1人 計 7 13 2	・志波姫小学校 学年 学級数 児童数 1 2 5 8 2 2 5 7 3 2 6 2 4 2 6 4 5 2 6 8 6 2 7 7 特殊学級 3学級8人 計 15 39 4	・花山小学校 学年 学級数 児童数 1 1 5 2 1 9 3 1 9 4 1 1 1 5 1 1 1 6 1 1 8 なかよし学級 1学級1人 計 7 5 8					
	・玉沢小学校 学年 学級数 児童数 1 1 2 1 2 1 6 3 1 3 1 4 1 1 0 5 1 3 3 6 1 3 0 なかよし学級 1学級1人 計 7 13 2	・大目小学校 学年 学級数 児童数 1 1 5 2 1 3 3 1 7 4 1 2 5 1 9 6 1 4 計 4 3 0	・尾松小学校 学年 学級数 児童数 1 1 3 1 2 1 3 0 3 1 3 9 4 1 2 8 5 1 3 6 6 1 2 7 特殊学級 1学級1人 計 7 19 2	・金田小学校 学年 学級数 児童数 1 1 1 9 2 1 1 0 3 1 9 4 1 1 2 5 1 1 7 6 1 1 3 特殊学級 1学級2人 計 7 8 2	・金成小学校 学年 学級数 児童数 1 1 1 6 2 1 1 0 3 1 2 0 4 1 1 9 5 1 1 8 6 1 1 0 計 6 9 3	・長崎小学校 学年 学級数 児童数 1 1 3 2 1 1 8 3 1 8 4 1 1 1 5 1 1 0 6 1 1 3 特殊学級 1学級1人 計 7 6 4	・秋野小学校 学年 学級数 児童数 1 1 9 2 1 1 5 3 1 2 0 4 1 1 0 5 1 1 2 6 1 1 3 特殊学級 1学級1人 計 7 8 0	・富野小学校 学年 学級数 児童数 1 1 3 2 1 9 3 1 3 4 1 8 5 1 1 0 6 1 6 計 5 3 9	・大岡小学校 学年 学級数 児童数 1 1 8 2 1 9 3 1 7 4 1 1 2 5 1 7 6 1 1 3 計 6 5 6	・栗駒小学校 学年 学級数 児童数 1 1 1 2 2 1 1 4 3 1 1 0 4 1 1 5 5 1 1 5 6 1 1 4 計 6 8 0	・大岡小学校 学年 学級数 児童数 1 1 1 7 2 1 1 1 3 1 2 4 4 1 1 4 5 1 2 2 6 1 3 0 特殊教室 2学級2人 計 8 12 0	・栗駒小学校 学年 学級数 児童数 1 1 1 2 1 3 1 4 1 5 1 6 1 計 6 6	・宝来小学校 学年 学級数 児童数 1 1 8 2 1 8 3 1 1 1 4 1 9 5 1 1 1 6 1 1 0 特殊学級 1学級1人 計 7 5 8	・鳥矢崎小学校 学年 学級数 児童数 1 1 1 6 2 1 8 3 1 1 1 4 1 1 7 5 1 1 2 6 1 1 4 計 6 7 8	・萩野第二小学校 学年 学級数 児童数 1 1 4 2 1 8 3 1 6 4 1 1 1 5 1 1 0 6 1 8 特殊学級 1学級1人 計 7 4 8

協議項目		参 考 項 目																													
		築館町			若柳町			栗駒町			高清水町			一迫町			瀬峰町			鶯沢町			金成町			志波姫町			花山村		
2 町村別小学校 学級数、児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	
	築館	15	450	若柳	17	417	岩ヶ崎	10	248	高清水	9	245	一迫	7	217	瀬峰	14	274	鶯沢	7	175	沢辺	7	132	志波姫	15	394	花山	7	58	
	玉沢	7	132	大目	4	30	尾松	7	192				金田	7	82							金成	6	93							
	宮野	9	113	有賀	6	102	文字	8	66				長崎	7	64							萩野	7	80							
	富野	5	39	大岡	6	56	栗駒	6	80				姫松	7	61							萩野第二	7	48							
				畑岡	8	120	栗駒小 耕英分校	2	3													津久毛	6	62							
							宝来	7	58																						
							鳥矢崎	6	78																						
		計	36	734	計	41	725	計	46	725	計	9	245	計	28	424	計	14	274	計	7	175	計	33	415	計	15	394	計	7	58
	栗原郡総計		学級数 236		児童数 4,169																										
3 中学校別学級数 生徒数	・築館中学校			・若柳中学校			・栗駒中学校			・高清水中学校			・一迫中学校			・瀬峰中学校			・鶯沢中学校			・金成中学校			・志波姫中学校			・花山中学校			
	学年	学級数	児童数	学年	学級数	児童数	学年	学級数	児童数	学年	学級数	児童数	学年	学級数	児童数	学年	学級数	児童数	学年	学級数	児童数	学年	学級数	児童数	学年	学級数	児童数	学年	学級数	児童数	
	1	4	127	1	4	148	1	3	116	1	1	34	1	3	99	1	2	46	1	1	30	1	3	84	1	2	72	1	1	7	
	2	4	153	2	4	140	2	4	150	2	2	53	2	3	83	2	2	53	2	1	25	2	3	90	2	3	88	2	1	7	
	3	4	155	3	4	158	3	5	170	3	2	44	3	3	105	3	2	66	3	1	34	3	3	95	3	3	81	3	1	21	
	実務学級 1学級1人 中央病院分校 1学級1人			特殊学級 2学級4人			特殊学級 1学級2人			特殊学級 2学級2人			特殊学級 1学級1人			特殊学級 1学級2人			特殊学級 1学級1人			特殊学級 1学級2人			特殊学級 1学級1人						
	計	14	437	計	14	450	計	13	438	計	7	133	計	10	288	計	7	167	計	4	90	計	10	271	計	9	242	計	3	35	
	栗原郡総計		学級数 91		児童数 2,551																										
	4 幼稚園別園児数	・築館幼稚園			・若柳幼稚園			・岩ヶ崎幼稚園			・高清水幼稚園			・一迫幼稚園			・瀬峰幼稚園			・鶯沢幼稚園			・金成幼稚園			・ふたば幼稚園			・花山幼稚園		
		園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数		
3歳児			3歳児			3歳児			3歳児			3歳児			3歳児			3歳児			3歳児			3歳児			3歳児				
4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児				
5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児				
計			計			計			計			計			計			計			計			計			計				
4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児				
5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児				
計			計			計			計			計			計			計			計			計			計				
園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数				
3歳児			3歳児			3歳児			3歳児			3歳児			3歳児			3歳児			3歳児			3歳児			3歳児				
4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児				
5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児				
計			計			計			計			計			計			計			計			計			計				
園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数				
3歳児			3歳児			3歳児			3歳児			3歳児			3歳児			3歳児			3歳児			3歳児			3歳児				
4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児				
5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児				
計			計			計			計			計			計			計			計			計			計				
栗原郡総計		園児数 958																													
4 町村別幼稚園 園児数	・築館幼稚園			・若柳幼稚園			・岩ヶ崎幼稚園			・高清水幼稚園			・一迫幼稚園			・瀬峰幼稚園			・鶯沢幼稚園			・金成幼稚園			・ふたば幼稚園			・花山幼稚園			
	園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			
	3歳児			3歳児			3歳児			3歳児			3歳児			3歳児			3歳児			3歳児			3歳児			3歳児			
	4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			
	5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			
	計			計			計			計			計			計			計			計			計			計			
	4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			4歳児			
	5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			5歳児			
	計			計			計			計			計			計			計			計			計			計			
	栗原郡総計		園児数 958																												

協議項目		参 考 項 目																														
		築館町			若柳町			栗駒町			高清水町			一迫町			瀬峰町			鶯沢町			金成町			志波姫町			花山村			
2 町村別小学校 学級数、児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数		
	築館	15	450	若柳	17	417	岩ヶ崎	10	248	高清水	9	245	一迫	7	217	瀬峰	14	274	鶯沢	7	175	沢辺	7	132	志波姫	15	394	花山	7	58		
	玉沢	7	132	大目	4	30	尾松	7	192				金田	7	82							金成	6	93								
	宮野	9	113	有賀	6	102	文字	8	66				長崎	7	64							萩野	7	80								
	富野	5	39	大岡	6	56	栗駒	6	80				姫松	7	61							萩野第二	7	48								
				畑岡	8	120	栗駒小 耕英分校	2	3														津久毛	6	62							
							宝来	7	58																							
							鳥矢崎	6	78																							
	計	36	734	計	41	725	計	46	725	計	9	245	計	28	424	計	14	274	計	7	175	計	33	415	計	15	394	計	7	58		
	栗原郡総計		学級数 236		児童数 4,169																											
3 中学校別学級数 生徒数	・築館中学校			・若柳中学校			・栗駒中学校			・高清水中学校			・一迫中学校			・瀬峰中学校			・鶯沢中学校			・金成中学校			・志波姫中学校			・花山中学校				
	学年	学級数	児童数	学年	学級数	児童数	学年	学級数	児童数	学年	学級数	児童数	学年	学級数	児童数	学年	学級数	児童数	学年	学級数	児童数	学年	学級数	児童数	学年	学級数	児童数	学年	学級数	児童数		
	1	4	127	1	4	148	1	3	116	1	1	34	1	3	99	1	2	46	1	1	30	1	3	84	1	2	72	1	1	7		
	2	4	153	2	4	140	2	4	150	2	2	53	2	3	83	2	2	53	2	1	25	2	3	90	2	3	88	2	1	7		
	3	4	155	3	4	158	3	5	170	3	2	44	3	3	105	3	2	66	3	1	34	3	3	95	3	3	81	3	1	21		
	実務学級 1学級1人 中央病院分校 1学級1人			特殊教室 2学級4人			特殊学級 1学級2人			特殊学級 2学級2人			特殊学級 1学級1人			特殊学級 1学級2人			特殊学級 1学級1人			特殊学級 1学級2人			特殊学級 1学級1人							
	計	14	437	計	14	450	計	13	438	計	7	133	計	10	288	計	7	167	計	4	90	計	10	271	計	9	242	計	3	35		
	栗原郡総計		学級数 91		児童数 2,551																											
	4 幼稚園別園児数	・築館幼稚園			・若柳幼稚園			・岩ヶ崎幼稚園			・高清水幼稚園			・一迫幼稚園			・瀬峰幼稚園			・鶯沢幼稚園			・金成幼稚園			・ふたば幼稚園			・花山幼稚園			
		園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			
3歳児		-	-	3歳児	-	-	3歳児	-	-	3歳児	-	-	3歳児	-	-	3歳児	-	-	3歳児	-	-	3歳児	-	-	3歳児	4	7	3歳児	1	1		
4歳児		-	-	4歳児	-	-	4歳児	4	1	4歳児	2	0	4歳児	4	0	4歳児	2	8	4歳児	2	5	4歳児	-	-	4歳児	6	4	4歳児	1	1		
5歳児		4	5	5歳児	7	7	5歳児	3	7	5歳児	2	6	5歳児	4	4	5歳児	3	9	5歳児	2	1	5歳児	6	3	5歳児	5	2	5歳児	1	5		
計		4	5	計	7	7	計	7	8	計	4	6	計	8	8	計	6	7	計	4	6	計	6	3	計	1	6	3	計	3	7	
・玉沢幼稚園			・有賀幼稚園			・尾松幼稚園						・金田幼稚園																				
園児数			園児数			園児数						園児数																				
3歳児		-	-	3歳児	-	-	3歳児	-	-				3歳児	-	-																	
4歳児		-	-	4歳児	-	-	4歳児	2	6				4歳児	1	2																	
5歳児		1	4	5歳児	1	2	5歳児	3	7				5歳児	1	3																	
計		1	4	計	1	2	計	6	3				計	2	5																	
・宮野幼稚園			・大岡幼稚園			・文字幼稚園																										
園児数			園児数			園児数																										
3歳児		-	-	3歳児	-	-	3歳児	-	-																							
4歳児		-	-	4歳児	-	-	4歳児	9																								
5歳児		2	0	5歳児	1	2	5歳児	1	0																							
計		2	0	計	1	2	計	1	9																							
・富野幼稚園			・畑岡幼稚園			・栗駒幼稚園																										
園児数			園児数			園児数																										
3歳児	-	-	3歳児	-	-	3歳児	-	-																								
4歳児	-	-	4歳児	-	-	4歳児	1	3																								
5歳児	1	1	5歳児	1	8	5歳児	1	3																								
計	1	1	計	1	9	計	2	6																								
						・宝来幼稚園																										
						園児数																										
						3歳児																										
						4歳児																										
						5歳児																										
						計																										
						・鳥矢崎幼稚園																										
						園児数																										
						3歳児																										
						4歳児																										
						5歳児																										
						計																										
4 町村別幼稚園 園児数	園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数			園児数				
	3歳児	-	-	3歳児	-	-	3歳児	-	-	3歳児	-	-	3歳児	-	-	3歳児	-	-	3歳児	-	-	3歳児	-	-	3歳児	4	7	3歳児	1	1		
	4歳児	-	-	4歳児	-	-	4歳児	1	0	4歳児	2	0	4歳児	5	2	4歳児	2	8	4歳児	2	5	4歳児	-	-	4歳児	6	4	4歳児	1	1		
	5歳児	9	0	5歳児	1	1	5歳児	1	1	5歳児	2	6	5歳児	5	7	5歳児	3	9	5歳児	2	1	5歳児	6	3	5歳児	5	2	5歳児	1	5		
	計	9	0	計	1	1	計	2	1	計	4	6	計	1	0	9	計	6	7	計	4	6	計	6	3	計	1	6	3	計	3	7
	栗原郡総計		園児数 958																													

協議第19号

消防防災関係事業について

消防防災関係事業について、次のとおり提案する。

平成15年10月 9日

栗原地域合併協議会  
会長 菅原郁夫

消防防災関係事業について

災害対策本部については、防災又は災害時に果たす役割は大きく、新市移行までに調整するものとする。

防災計画については、現行の防災計画を基本とし、新市において速やかに策定するものとする。災害対策基準等（行動マニュアル）を新市移行までに作成し、災害時等支障のないように対応するものとする。

自主防災組織については、合併時までに調整する。

防災行政無線については、合併後にシステムを統合する。未設置地域については、速やかに設置する方向で調整する。

平成 年 月 日確認



協議第20号

## 建設関係事業について

建設関係事業について、次のとおり提案する。

平成15年10月9日

栗原地域合併協議会  
会長 菅原郁夫

### 建設関係事業について

町村道については、市道として新市に引き継ぎ、合併後の市道認定基準については、新市において統一する。

各町村が実施してきた維持工事等については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、その後統一した基準により進めるものとする。

道路、河川及び公園の維持管理については、新市において委託等も含めた方向で検討するものとする。

除雪、融雪事業については、地域的なものもあるため現行どおりとし、新市において基本方針を統一した上で、地域に合わせた実施計画書を作成し効果的に実施するものとする。

道路占用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

急傾斜対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

住宅使用料、住宅内駐車料金共に、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

新市における新規入居者に係る資格要件については、合併時まで統一する。

公営住宅の老朽化に伴う、改善・改修及び建替えの維持保全計画（ストック活用計画）については、新市において策定する。

公営住宅に係る新規事業については、新市において推進する。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整方針

協議項目	建設関係事業	関係項目	建設事業
調整の方針・内容	町村道については、市道として新市に引き継ぎ、合併後の市道認定基準については、新市において統一する。 各町村が実施してきた維持工事等については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、その後統一した基準により進めるものとする。 道路、河川及び公園の維持管理については、新市において委託等も含めた方向で検討するものとする。 除雪、融雪事業については、地域的なものもあるため現行どおりとし、新市において基本方針を統一した上で、地域に合わ	せた実施計画書を作成し効果的に実施するものとする。 道路占用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 急傾斜対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	

協議項目		築館町		若柳町		栗駒町		高清水町		一迫町		瀬峰町		鷲沢町		金成町		志波姫町		花山村	
参 考 事 項																					
(1)町道について																					
町道認定路線 及び実延長 (平成14年3月末)	区分	路線数	実延長(m)	改良率(%)	舗装率(%)	路線数	実延長(m)	改良率(%)	舗装率(%)	路線数	実延長(m)	改良率(%)	舗装率(%)	路線数	実延長(m)	改良率(%)	舗装率(%)	路線数	実延長(m)	改良率(%)	舗装率(%)
	1級町道	14.0	25,487.2	96.0	93.1	14.0	28,128.5	81.1	91.4	22.0	76,840.2	95.4	95.9	9.0	15,809.0	81.0	94.0	11.0	32,569.2	97.1	96.4
	2級町道	13.0	18,423.8	95.5	98.1	10.0	13,274.4	93.5	88.9	31.0	51,390.0	77.4	87.4	13.0	13,074.0	57.2	86.3	21.0	39,137.8	87.0	86.6
	その他	157.0	129,025.5	67.8	69.8	307.0	194,223.6	48.9	49.8	300.0	204,512.0	38.6	61.9	91.0	51,331.0	76.1	80.7	184.0	142,061.5	52.2	53.5
合計	184.0	172,936.5	74.9	76.2	331.0	235,626.5	55.2	56.9	353.0	332,742.0	57.7	73.7	113.0	80,214.0	73.2	82.6	216.0	213,768.5	63.3	66.1	
橋梁数及び延長 (平成14年3月末)		橋梁数(橋)	延長(m)	橋梁数(橋)	延長(m)	橋梁数(橋)	延長(m)	橋梁数(橋)	延長(m)	橋梁数(橋)	延長(m)	橋梁数(橋)	延長(m)	橋梁数(橋)	延長(m)	橋梁数(橋)	延長(m)	橋梁数(橋)	延長(m)	橋梁数(橋)	延長(m)
		78	1,346.2	179	1,574	173	2,774	24	401	108	1,654.6	27	378.3	66	798.4	101	1344.9	115	707	20	518.3
認定基準		道路法8,9,10条 基準要綱等は特に定めていないが、国土交通省通達に基づき1・2級町道を選定し認定している。	道路法8,9,10条 集落間、国県道及び町幹線道路を結ぶ路線 その他町長が必要と認めたもの	道路法8,9,10条 両端が道路に接続したもので、幅員4m以上の道路 路面については、簡易舗装要綱を基準とした路面舗装がなされている道路 土地については、私有地と道路敷地が分筆されているものであり、また道路敷地については町に無償提供できるもの 袋状道路については、利用する家屋が2戸以上であり、終端で自動車の回転に支障がない敷地があること、ただし、同一所有者が所有する家屋にあっては1戸とみなす 町の道路網整備計画並びに整備事業に必要があると認められる道路については、上記の各項に該当しない場合においても町道認定できるものとする	道路法8,9,10条 独自基準なし	道路法8,9,10条 町長が必要と認めたもの	道路法8,9,10条 独自基準なし	道路法8,9,10条 独自基準なし	道路法8,9,10条 独自基準なし	道路法8,9,10条 合併前の村道からの引継ぎ路線整備計画に基づき町道として管理すべきと位置づけられた路線	道路法8,9,10条 集落間、国県道及び町幹線道路を結ぶ路線 幅員3m以上を有する路線	道路法8,9,10条 幹線1級及び2級については、幹線市町村道の選定要綱による その他村道については、町長が必要と認めたもの									
道路占用料		・築館町道路占用料条例 (区分は別表のとおり)	・若柳町道路占用料等条例 (区分は別表のとおり)	・栗駒町道路占用料条例 (区分は別表のとおり)	・高清水町道路占用料条例 (区分は別表のとおり)	・一迫町道路占用料等条例 (区分は別表のとおり)	・瀬峰町道路占用料条例 (区分は別表のとおり)	・鷲沢町道路占用料条例 (区分は別表のとおり)	・金成町道路占用料等条例 (区分は別表のとおり)	・志波姫町道路占用料等条例 (区分は別表のとおり)	・花山村道路占用料条例 (区分は別表のとおり)										
維持管理		軽微な修繕 ・直営により対応 ・簡易舗装等は直営 大規模な修繕 ・業者により対応 道路排水の維持管理 ・直営により対応 ・地域の愛護団体より対応 ・高速洗浄による道路清掃は業者委託	軽微な修繕 ・路面補修等については、シルバー人材センターへ委託対応 ・行政区にて実施する場合は、材料を供給 大規模な修繕 ・年度当初に維持工事請負費を確保 ・業者発注 道路排水の維持管理 ・地元行政区にて実施する	軽微な修繕 ・路面補修等は職員対応 ・行政区の区役にて実施する場合は材料提供で対応 大規模な修繕 ・年度当初に維持工事請負費を確保 ・必要に応じて業者発注 道路排水の維持管理 ・基本的には地元行政区にて実施する ・重機等の作業が伴う場合は業者委託	軽微な修繕 ・砂利道・砕石運搬敷き均しを委託 ・舗装道・業者に依頼 大規模な修繕 ・年度当初に維持工事請負費を確保 道路排水の維持管理 ・基本的には地元行政区にて実施する 地元対応できない場合は役場対応	軽微な修繕 ・路面(舗装)補修は、職員対応 ・路面(砂利道)補修は、業者委託 大規模な修繕 ・年度当初に維持工事請負費を確保 ・必要に応じて業者発注 道路排水の維持管理 ・地元対応 ・緊急時及び重機等の作業が伴う場合は業者発注	軽微な修繕 ・路面補修等は、職員対応 大規模な修繕 ・年度当初に維持工事請負費を確保 ・必要に応じて業者発注 道路排水の維持管理 ・地元行政区長等の要望により、必要に応じて業者発注	軽微な修繕 ・路面補修等は、職員対応又はシルバー人材センターに委託 大規模な修繕 ・予算の中に維持補修費及び工事請負費を確保し業者発注 道路排水の維持管理 ・軽微な場合は、地元行政区(無償)及びシルバー人材センターに委託	軽微な修繕 ・路面補修等は、直営と年間単価契約のうえ業者発注 大規模な修繕 ・年度当初に維持工事請負費を確保 ・必要に応じて業者発注 道路排水の維持管理 ・小規模補修は臨時職員で対応	軽微な修繕 ・委託業者で対応 大規模な修繕 ・年度当初に維持工事請負費を確保 ・必要に応じて業者発注 道路排水の維持管理 ・委託業者で対応											
(2)急傾斜対策事業		急傾斜地区の指定 自然 10箇所(実施済7、未実施3) 自然 5箇所(実施済0、未実施5) 自然 7箇所(実施済0、未実施7) 人工 1箇所(実施済0、未実施1)	急傾斜地区の指定 自然 6箇所(実施済3、未実施3) 自然 18箇所(実施済0、未実施18)	急傾斜地区の指定 自然 9箇所(実施済2、未実施7) 自然 24箇所(実施済0、未実施24)	急傾斜地区の指定 なし	急傾斜地区の指定 自然 4箇所(実施済2、未実施2) 自然 14箇所(実施済0、未実施14) 自然 0箇所(実施済0、未実施0) 人工 1箇所(実施済0、未実施1) 県事業により実施	急傾斜地区の指定 自然 1箇所(未実施1)	急傾斜地区の指定 ・7地区 ・実施済地区 2地区 ・実施中地区 1地区 ・未実施地区 4地区 県事業により実施	急傾斜地区の指定 自然 8箇所(実施済3、未実施5) 自然 78箇所(実施済0、未実施0) 自然 0箇所(実施済0、未実施0) 人工 15箇所(実施済0、未実施15) 県事業により実施 地すべり危険箇所 0箇所 土石流危険渓流 38箇所(実施済0、未実施38)	急傾斜地区の指定 自然 2箇所(未実施2)	急傾斜地区の指定 自然 8箇所(実施済1、未実施7) 自然 14箇所(実施済0、未実施14) 県事業により実施										

参 考 事 項										
協議項目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村
(3)河川愛護	地域の河川愛護会(10団体)により除草作業	河川愛護会連合会を組織し、年2回除草実施	河川愛護連合会が、除草実施	河川愛護団体が、年1回除草実施	河川愛護8団体が、除草実施	河川愛護協会を組織し各行政区及び一部委託で除草作業実施	河川愛護9団体が、年1回除草実施	河川愛護団体25団体	河川愛護会連合会で除草作業を実施	一部河川愛護会で除草作業実施
(4)除雪、融雪対策	1、基準 役場前において降雪量が10cmを計測したとき、若しくは本部長により出勤命令が発せられたとき出勤するものとする。融雪剤散布作業等は、建設課長の指示により出勤する。 2、主な除雪等路線 1・2級町道27路線 その他町道30路線、通学路7路線 その他幹線生活道路等 3、体制 直営作業班(グレーダー2台)除雪 直営作業班(融雪車1台)融雪 業者委託除雪(16社)	1、基準 役場前において降雪量が10cmを計測したとき。 2、主な除雪等路線 1・2級町道21路線 その他町道71路線 融雪箇所(113ヶ所) 3、体制 直営除雪(除雪トラック2台) 業者委託除雪(6社) 融雪委託(113ヶ所)	1、基準 路面積雪が10cm程度に達したとき、融雪は、除雪後路面凍結の恐れがある場合。 2、主な除雪等路線 除雪：町道214路線、農道22路線 融雪：町道18路線、農道3路線 3、体制 町保有の除雪機械4台と委託業者 融雪は、町保有の2台で対応	1、基準 役場前において降雪量が10cmを計測した場合に建設課長の出勤命令が発せられたとき、事前に凍結が予想される場合は、前日に依頼する。基本的散布判断は委託業者。 2、主な除雪等路線 指定路線104路線 その他生活道路等 3、体制 業者委託。	1、基準 役場前において降雪量が10cmを計測したとき、若しくは本部長により出勤命令が発せられたとき、融雪については、融雪財箱を11箇所設置。 2、主な除雪等路線 指定路線239路線 学校周辺の歩道 3、体制 業者委託。	1、基準 原則として役場前において降雪量が10cmを計測したとき。 2、主な除雪等路線 除雪町道100路線、農道6路線 融雪町道13路線 3、体制 業者委託。	1、基準 原則として役場前において降雪量が7cmを計測したとき。 2、主な除雪等路線 1・2級町道8路線 その他町道123路線 農道5路線 林道1路線 通学路2路線 3、体制 業者委託。 融雪は、シルバー人材センターに委託。 町有機械2台 借上機械4台	1、基準 降雪量10cmを観測したとき、融雪は、バス路線を対象に凍結が予想されるとき及び地元から要請されたとき。 2、主な除雪等路線 1、2級町道24路線 その他町道117路線 農道27路線 通学路3路線 3、体制 業者委託。(確保機械13台) 直営(町有除雪トラック2台)	1、基準 降雪量10cmを観測したとき、融雪は、路面の状況により実施。 2、主な除雪等路線 除雪：町道172路線、農道9路線 3、体制 業者委託。(確保機械7台) 直営(町有トラクター1台)	1、基準 役場前において降雪量が10cmを計測したとき。 2、主な除雪等路線 除雪：村道46路線、農道18路線 林道11路線 融雪：村道14路線、農道1路線 林道4路線 3、体制 業者委託。 村有機械5台 借上げ機械2台
(5)公園施設	町都市公園条例 ・総合運動公園(53.9ha) (体育館・プール・野球場・ゲートボール場 陸上競技場等の運動施設類) ・いこいの森(40ha)  管理 業者委託	町都市公園管理条例 ・川南1号公園(2,313㎡) ・川南2号公園(1,434㎡) ・川北河川公園(12,533㎡) ・川南河川公園(15,072㎡) ・堤通1号公園(3,050㎡) ・堤通2号公園(2,550㎡)  管理 業者委託及びシルバー人材センター	・つるが公園(1,400㎡) ・館山公園(82,000㎡) ・軽辺観水公園(1.18ha) ・三迫川河川敷公園(3.36ha)  管理 業者委託及び河川愛護団体別払作業委託	町公園設置並びに条例管理に関する条例 ・愛宕山公園(国有地：7.3ha) ・新堤自然公園(0.2ha) ・高清水城外濠公園(0.7ha) ・小山下清水公園(神社境内地の一部) ・桂葉清水公園(0.2ha)  管理 業者委託及び管理棟囃託	町公園条例 ・一迫町中央公園(46,000㎡)  管理 町直轄管理(除草等は業者委託)	町児童厚生施設設置条例 町公園条例 ・五輪堂山公園(8.5ha) ・山崎農村公園(0.3ha) ・野沢農村公園(0.3ha) ・泉谷農村公園(0.2ha) ・中藤沢農村公園(0.1ha) ・上富農村公園(0.2ha) ・大境山農村公園(0.2ha)  管理 業者委託及び地区行政区管理委託	町都市公園管理条例 ・金田森公園(286,000㎡) ・柳沢公園(2,700㎡)  管理 シルバー人材センターに管理、除草作業委託	町工業団地公園の設置及び管理に関する条例 町児童厚生施設条例 三迫川河川公園管理要綱 ・三迫川河川公園(0.5ha) ・金成児童公園(0.07ha) ・館山公園(1.2ha) ・金成工業団地公園(0.25ha)  管理 業者委託及び地元老人クラブ、団地内企業に委託	町公園設置の設置及び管理に関する条例 町コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例 ・カリヨン公園(0.6ha) ・町運動公園(1.2ha) ・八幡農村公園(1.0ha) ・新堰公園(0.8ha)  管理 業者委託及び地区民による除草・清掃	

(参考資料)先進事例

篠山市(兵庫県)平成11年4月1日合併(4町)

- 1 町道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 町道、橋梁工事にかかる受益者負担については、篠山町及び丹南町の例による。
- 3 建設関係事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については新市においても引き続き実施する。
- 4 生活環境整備事業補助金制度については、合併時廃止する。

さぬき市(香川県)平成14年4月1日合併(4町)

- 1 町道、港湾関係については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、路線区分については新市で調整するものとする。
- 2 町道、橋梁、港湾工事に係る費用については、全額新市の負担とする。
- 3 建設関係事業については、新市の建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業は引き続き実施する。
- 4 道路占用料及び路面復旧費については、香川県に準ずるものとするが、橋梁維持管理条例は廃止する。

加美町(宮城県)平成15年4月1日合併(3町)

- 1 町道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 建設関係事業については、新町建設計画に基づき計画的に実施するものとし、国・県補助の継続事業については、新町においても引き続き実施する。
- 3 新町建設工事執行規則については、宮城県建設工事執行規則を参照して合併時まで定める。
- 4 入札関係については、基準及び実施要綱等を合併時まで定める。
- 5 都市計画審議会については、新町において新たに設置する。
- 6 都市計画区域については、現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。
- 7 用地買収価格の設定については、合併時に不動産鑑定士の評価による価格とする。
- 8 潤いのある緑の街並み助成事業(生け垣設置に関する助成制度)については、合併時に廃止する。
- 9 除雪事業の作業形態については現行どおりとし、新町における除雪計画書に基づき効率的に実施するものとする。なお、委託料、借上料等については、新町において調整する。

登米地域合併協議会(宮城県)平成17年3月22日合併予定(9町)

- 1 町道及び法定外公共物については新市に引き継ぎ、市道の認定基準については、合併後新市において統一する。
- 2 建設関係事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、新市においても引き続き実施する。
- 3 各町が慣例として実施してきた維持工事等については、当分の間継続し、その後統一した基準により進めるものとする。
- 4 道路等の維持管理については、合併後新市において委託等も含めた方向で検討するものとする。
- 5 除雪、融雪事業については、地域的なものもあるため現行どおりとし、合併後新市において基本方針を統一した上で、地域に合わせた実施計画書を作成し効率的に実施するものとする。



栗原地域合併協議会の調整方針

協定項目	建設関係事業	関係項目	公営住宅事業
調整方針・調整内容	住宅使用料、住宅内駐車料金共に、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 新市における新規入居者にかかる資格要件については、合併時まで統一する。 公営住宅の老朽化に伴う、改善・改修及び建替えの維持保全計画(ストック活用計画)については、新市において策定する。		公営住宅に係る新規事業については、新市において推進する。

協議項目	参 考 事 項																											
	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村																		
1、住宅の現状	公営住宅 団地数 11団地 戸数 143戸	公営住宅 団地数 6団地 戸数 113戸 特定公共賃貸住宅 団地数 1団地 戸数 20戸 町単独住宅 団地数 1団地 戸数 1	公営住宅 団地数 3団地 戸数 101戸	公営住宅 団地数 5団地 戸数 176戸 厚生住宅 団地数 2団地 戸数 4戸	公営住宅 団地数 3団地 戸数 72戸 特定公共賃貸住宅 団地数 1団地 戸数 12戸	公営住宅 団地数 5団地 戸数 72戸	公営住宅 団地数 9団地 戸数 91戸 特定公共賃貸住宅 団地数 1団地 戸数 9戸 改良住宅 団地数 1団地 戸数 10戸 一般町営住宅 団地数 2団地 戸数 23戸	公営住宅 団地数 1団地 戸数 28戸	公営住宅 団地数 4団地 戸数 77戸																			
住宅敷地	町有地 33,652.2㎡ 借地 0㎡	町有地 24,114㎡ 借地 0㎡	町有地 15,507㎡ 借地 1,402㎡	町有地 29,662㎡ 借地 0㎡	町有地 16,751㎡ 借地 0㎡	町有地 18,740㎡ 借地 0㎡	町有地 50,234㎡ 借地 20,667㎡ <small>ただし、公園・道路・その他の敷地を含む</small>	町有地 7,411㎡ 借地 1,949㎡	町有地 9,357㎡ 借地 7,373㎡	町有地 ㎡ 借地 ㎡																		
2、家賃算定方式	公営住宅法施行令第2条に規程する方法により算出した額	公営住宅法施行令第2条に規程する方法により算出した額 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第20条により算定した額	公営住宅法施行令第2条に規程する方法により算出した額	公営住宅法施行令第2条に規程する方法により算出した額	公営住宅法施行令第2条に規程する方法により算出した額 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第20条により算定した額	公営住宅法施行令第2条に規程する方法により算出した額	公営住宅法施行令第2条に規程する方法により算出した額 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第20条により算定した額	公営住宅法施行令第2条に規程する方法により算出した額	公営住宅法施行令第2条に規程する方法により算出した額																			
3、駐車料金	有料(団地毎に設定) 27,740円～23,725円/月額	無料	無料	有料(平成4年度建築分) 1,000円/月額	無料	無料	無料	無料	有料(御駒堂) 1,000円/月額																			
4、入居資格	現に同居し、又は同居しようとする親族があること、その世帯の収入が一定の限度額を超えないこと、現に住宅に困窮していること、町内から保証人が立つこと、税の滞納者でない者。	現に同居し、又は同居しようとする親族があること、その世帯の収入が一定の限度額を超えないこと、現に住宅に困窮していること、町内から保証人が立つこと、税の滞納者でない者。	現に同居し、又は同居しようとする親族があること、その世帯の収入が一定の限度額を超えないこと、現に住宅に困窮していること、保証人が立つこと、税の滞納者でない者。	現に同居し、又は同居しようとする親族があること、その世帯の収入が一定の限度額を超えないこと、現に住宅に困窮していること、町内から保証人が立つこと、税の滞納者でない者、1名で入居する場合は、50歳以上の者。	現に同居し、又は同居しようとする親族があること、その世帯の収入が一定の限度額を超えないこと、現に住宅に困窮していること、町内から保証人が立つこと、税の滞納者でない者。	現に同居し、又は同居しようとする親族があること、その世帯の収入が一定の限度額を超えないこと、現に住宅に困窮していること、町内から保証人が2名立つこと。	現に同居し、又は同居しようとする親族があること、その世帯の収入が一定の限度額を超えないこと、現に住宅に困窮していること、町内から保証人が立つこと。	現に同居し、又は同居しようとする親族があること、その世帯の収入が一定の限度額を超えないこと、現に住宅に困窮していること、町内から保証人が立つこと。	現に同居し、又は同居しようとする親族があること、その世帯の収入が一定の限度額を超えないこと、現に住宅に困窮していること、町内から保証人が立つこと。																			
5、町村立地係数	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7																			
6、利便性係数	11団地内訳 源光住宅(0.90) 薬師台住宅(0.84) 伊豆町住宅(0.90) 新田住宅(0.84) 土橋住宅(0.71) 遠ノ木住宅(0.81) 下待井住宅(0.71) 久伝住宅(0.71) 薬師住宅(0.83) 新田東住宅(0.84) 厚生住宅(0.70)	7団地内訳 原畑団地(0.92) 川原団地(0.98) 塚原団地(0.95) 新堤下団地(1.0) 十文字団地(0.99) 十文字第2団地(0.99)	3団地内訳 上町裏団地(0.9、0.96) 上野団地(0.9) 大鳥団地(0.86、0.7)	5団地内訳 五輪団地(0.97) 二ツ井戸団地(0.96) 佐野丁団地(0.86) 中の窪団地(0.70) 東館団地(0.90)	3団地内訳 鹿島館団地(0.7) 鶴町団地(0.8533～0.8933) 清水平館団地(1.0)	5団地内訳 下山団地(0.72) 下山第二団地(0.83、0.86) 長者原西団地(0.96) 長者原東団地(1.00) 長者原南団地(1.00)	5団地内訳 原団地(0.89) 秋法団地(0.97) 堰根団地(0.95) 宿川原団地(1.00) 柳沢団地(0.96)	1団地内訳 有壁団地(0.7)	4団地内訳 貝の堀団地(0.85) 貝の堀団地(0.95) 館輪団地(0.70) 大谷地団地(0.90) 御駒堂団地(0.97)																			
7、住宅建設計画	振興計画に基づく ・平成14年度～平成17年度 21戸建替予定 ・平成18年度～平成25年度 40戸建替予定	振興計画に基づく ・平成19年度 特定公共賃貸住宅21戸建替予定 ・平成20年度～21年度 公営住宅20戸建替予定 ・平成22年度～23年度 公営住宅40戸建替予定	振興計画に基づく ・平成17年度建替調査予定	振興計画に基づく ・平成16年度～平成19年度 公営住宅64戸建替予定	過疎地域自立促進計画 ・平成16年度 鹿島館住宅建替設計委託 ・平成17年度から平成18年度 一般住宅20戸建替予定 シルバー住宅10戸建替予定	振興計画に基づく ・平成14年度～平成18年度 長者原公営住宅8戸建設予定 ・平成18年度～平成22年度 下山団地35戸建替予定	振興計画に基づく ・平成19年度～平成22年度 公営住宅10戸建設予定	振興計画に基づく ・平成16年度～平成21年度 公営住宅25戸建設予定	過疎地域自立促進計画 ・平成16年度 公営住宅2戸建設予定																			
8、ストック活用計画	平成15年度に策定予定	平成16年度に策定予定	未策定	未策定	平成15年度策定予定	未策定	平成18年度策定予定	未策定	未策定																			
(参 考)	<p>家賃算定方法 公営住宅法施行令(抜粋) (家賃の算定方法) 第4条 公営住宅法第10条第1項の規定による公営住宅の毎月の家賃は、家具昇止基礎額に、次に掲げる数値を乗じた額(当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額)とする。 公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価公示法第2条第1項に規定する標準値の同法第6条の規定による公示価格その他の土地の価格を勘案して0.7以上1.6以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値のうち、当該公営住宅の存する市町村に係るもの この公営住宅の価額の算定(六号は七号のノコは、六号のノコに準じて)に、 除した数値</p> <p>公営住宅の構造ごとに建設時から経過年数に応じて1以下で国土交通大臣が定める数値のうち、当該公営住宅にかかるもの。(1-経過年数×法で定める率(木造0.0117・その他0.0114)) 事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して0.7以上1以下で定める数値。 これ右欄各号に定める額とする。 家賃計算式 家具昇止基礎額×(町村立地係数)×(現保係数)×(経過年数係数)×(利便性係数)</p> <p>平成13年度の家賃算定基礎額 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入居者の収入</th> <th>家賃算定基礎額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>123,000円以下の場合</td> <td>37,100</td> </tr> <tr> <td>12,300円を超え153,000円以下の場合</td> <td>45,000</td> </tr> <tr> <td>153,000円を超え178,000円以下の場合</td> <td>53,200</td> </tr> <tr> <td>178,000円を超え200,000円以下の場合</td> <td>61,400</td> </tr> <tr> <td>200,000円を超え238,000円以下の場合</td> <td>70,900</td> </tr> <tr> <td>238,000円を超え268,000円以下の場合</td> <td>81,400</td> </tr> <tr> <td>268,000円を超え322,000円以下の場合</td> <td>94,100</td> </tr> <tr> <td>322,000円を超える場合</td> <td>107,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>月収 = (前年収入額 - 控除額) ÷ 12</p>										入居者の収入	家賃算定基礎額	123,000円以下の場合	37,100	12,300円を超え153,000円以下の場合	45,000	153,000円を超え178,000円以下の場合	53,200	178,000円を超え200,000円以下の場合	61,400	200,000円を超え238,000円以下の場合	70,900	238,000円を超え268,000円以下の場合	81,400	268,000円を超え322,000円以下の場合	94,100	322,000円を超える場合	107,700
入居者の収入	家賃算定基礎額																											
123,000円以下の場合	37,100																											
12,300円を超え153,000円以下の場合	45,000																											
153,000円を超え178,000円以下の場合	53,200																											
178,000円を超え200,000円以下の場合	61,400																											
200,000円を超え238,000円以下の場合	70,900																											
238,000円を超え268,000円以下の場合	81,400																											
268,000円を超え322,000円以下の場合	94,100																											
322,000円を超える場合	107,700																											

公営住宅等家賃一覧(平成15年4月1日現在)

築館町	若柳町	栗駒町																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>戸数(戸)</th> <th>建設年度</th> <th>家賃月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>源光</td><td>10</td><td>平5~平6</td><td>19,400~59,400</td></tr> <tr><td>薬師台</td><td>10</td><td>平6~平7</td><td>19,200~59,600</td></tr> <tr><td>伊豆町</td><td>24</td><td>昭28~昭29</td><td>6,100~12,000</td></tr> <tr><td>新田</td><td>18</td><td>平7~平9</td><td>20,000~64,400</td></tr> <tr><td>土橋</td><td>20</td><td>昭32~昭33</td><td>1,400~5,300</td></tr> <tr><td>遠ノ木</td><td>10</td><td>平3~平4</td><td>16,500~50,100</td></tr> <tr><td>薬師</td><td>15</td><td>平10~平13</td><td>22,300~67,400</td></tr> <tr><td>下待井</td><td>20</td><td>昭35</td><td>1,700~6,200</td></tr> <tr><td>久伝</td><td>10</td><td>昭62</td><td>13,700~39,900</td></tr> <tr><td>新田東</td><td>4</td><td>平14</td><td>18,800~49,700</td></tr> <tr><td>厚生</td><td>2</td><td>昭35</td><td>1,700~5,000</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr><td>合計団地数</td><td>合計戸数</td></tr> <tr><td>11団地</td><td>143</td></tr> </table>	団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)	源光	10	平5~平6	19,400~59,400	薬師台	10	平6~平7	19,200~59,600	伊豆町	24	昭28~昭29	6,100~12,000	新田	18	平7~平9	20,000~64,400	土橋	20	昭32~昭33	1,400~5,300	遠ノ木	10	平3~平4	16,500~50,100	薬師	15	平10~平13	22,300~67,400	下待井	20	昭35	1,700~6,200	久伝	10	昭62	13,700~39,900	新田東	4	平14	18,800~49,700	厚生	2	昭35	1,700~5,000	合計団地数	合計戸数	11団地	143	<p>公営住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>戸数(戸)</th> <th>建設年度</th> <th>家賃月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原畑</td><td>12</td><td>昭28~昭29</td><td>6,400~10,600</td></tr> <tr><td>川原</td><td>47</td><td>昭50~昭55</td><td>10,200~22,100</td></tr> <tr><td>塚原</td><td>22</td><td>昭57</td><td>17,100~28,400</td></tr> <tr><td>新堤下</td><td>10</td><td>平3</td><td>21,400~35,500</td></tr> <tr><td>十文字</td><td>14</td><td>平5~平6</td><td>22,600~38,100</td></tr> <tr><td>十文字第2</td><td>8</td><td>平7</td><td>25,500~42,200</td></tr> </tbody> </table> <p>特定公共賃貸住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>戸数(戸)</th> <th>建設年度</th> <th>家賃月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>古川</td><td>20</td><td>平13</td><td>42,000~51,000</td></tr> </tbody> </table> <p>町単独住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>戸数(戸)</th> <th>建設年度</th> <th>家賃月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>川原</td><td>1</td><td>平8</td><td>13,300~22,100</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr><td>合計団地数</td><td>合計戸数</td></tr> <tr><td>8団地</td><td>134</td></tr> </table>	団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)	原畑	12	昭28~昭29	6,400~10,600	川原	47	昭50~昭55	10,200~22,100	塚原	22	昭57	17,100~28,400	新堤下	10	平3	21,400~35,500	十文字	14	平5~平6	22,600~38,100	十文字第2	8	平7	25,500~42,200	団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)	古川	20	平13	42,000~51,000	団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)	川原	1	平8	13,300~22,100	合計団地数	合計戸数	8団地	134	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>戸数(戸)</th> <th>建設年度</th> <th>家賃月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大島</td><td>19</td><td>昭38~平8</td><td>2,300~30,000</td></tr> <tr><td>上町裏</td><td>74</td><td>昭39~平2</td><td>5,800~32,800</td></tr> <tr><td>上野</td><td>8</td><td>平5</td><td>19,300~27,800</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr><td>合計団地数</td><td>合計戸数</td></tr> <tr><td>3団地</td><td>101</td></tr> </table>	団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)	大島	19	昭38~平8	2,300~30,000	上町裏	74	昭39~平2	5,800~32,800	上野	8	平5	19,300~27,800	合計団地数	合計戸数	3団地	101
団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)																																																																																																																							
源光	10	平5~平6	19,400~59,400																																																																																																																							
薬師台	10	平6~平7	19,200~59,600																																																																																																																							
伊豆町	24	昭28~昭29	6,100~12,000																																																																																																																							
新田	18	平7~平9	20,000~64,400																																																																																																																							
土橋	20	昭32~昭33	1,400~5,300																																																																																																																							
遠ノ木	10	平3~平4	16,500~50,100																																																																																																																							
薬師	15	平10~平13	22,300~67,400																																																																																																																							
下待井	20	昭35	1,700~6,200																																																																																																																							
久伝	10	昭62	13,700~39,900																																																																																																																							
新田東	4	平14	18,800~49,700																																																																																																																							
厚生	2	昭35	1,700~5,000																																																																																																																							
合計団地数	合計戸数																																																																																																																									
11団地	143																																																																																																																									
団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)																																																																																																																							
原畑	12	昭28~昭29	6,400~10,600																																																																																																																							
川原	47	昭50~昭55	10,200~22,100																																																																																																																							
塚原	22	昭57	17,100~28,400																																																																																																																							
新堤下	10	平3	21,400~35,500																																																																																																																							
十文字	14	平5~平6	22,600~38,100																																																																																																																							
十文字第2	8	平7	25,500~42,200																																																																																																																							
団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)																																																																																																																							
古川	20	平13	42,000~51,000																																																																																																																							
団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)																																																																																																																							
川原	1	平8	13,300~22,100																																																																																																																							
合計団地数	合計戸数																																																																																																																									
8団地	134																																																																																																																									
団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)																																																																																																																							
大島	19	昭38~平8	2,300~30,000																																																																																																																							
上町裏	74	昭39~平2	5,800~32,800																																																																																																																							
上野	8	平5	19,300~27,800																																																																																																																							
合計団地数	合計戸数																																																																																																																									
3団地	101																																																																																																																									
<p>高清水町</p> <p>公営住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>戸数(戸)</th> <th>建設年度</th> <th>家賃月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>五輪</td><td>92</td><td>昭45~平14</td><td>4,600~39,500</td></tr> <tr><td>東館</td><td>20</td><td>昭49~昭50</td><td>10,300~17,300</td></tr> <tr><td>佐野丁</td><td>8</td><td>昭37</td><td>2,700~4,500</td></tr> <tr><td>二つ井戸</td><td>20</td><td>昭41</td><td>20,000~64,400</td></tr> <tr><td>中の茅</td><td>36</td><td>昭52~昭55</td><td>10,100~17,200</td></tr> </tbody> </table> <p>厚生住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>戸数(戸)</th> <th>建設年度</th> <th>家賃月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>五輪</td><td>3</td><td>昭45</td><td>4,100~6,900</td></tr> <tr><td>二つ井戸</td><td>1</td><td>昭41</td><td>10,000</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr><td>合計団地数</td><td>合計戸数</td></tr> <tr><td>7団地</td><td>180</td></tr> </table>	団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)	五輪	92	昭45~平14	4,600~39,500	東館	20	昭49~昭50	10,300~17,300	佐野丁	8	昭37	2,700~4,500	二つ井戸	20	昭41	20,000~64,400	中の茅	36	昭52~昭55	10,100~17,200	団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)	五輪	3	昭45	4,100~6,900	二つ井戸	1	昭41	10,000	合計団地数	合計戸数	7団地	180	<p>一迫町</p> <p>公営住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>戸数(戸)</th> <th>建設年度</th> <th>家賃月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>清水平館</td><td>18</td><td>平12~平14</td><td>24,100~47,000</td></tr> <tr><td>鹿島館</td><td>20</td><td>昭40</td><td>4,600~8,800</td></tr> <tr><td>鶴町</td><td>34</td><td>昭48~平7</td><td>9,600~23,400</td></tr> </tbody> </table> <p>特定公共賃貸住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>戸数(戸)</th> <th>建設年度</th> <th>家賃月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>清水吹付</td><td>12</td><td>平9~平10</td><td>30,000~65,000</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr><td>合計団地数</td><td>合計戸数</td></tr> <tr><td>4団地</td><td>84</td></tr> </table>	団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)	清水平館	18	平12~平14	24,100~47,000	鹿島館	20	昭40	4,600~8,800	鶴町	34	昭48~平7	9,600~23,400	団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)	清水吹付	12	平9~平10	30,000~65,000	合計団地数	合計戸数	4団地	84	<p>瀬峰町</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>戸数(戸)</th> <th>建設年度</th> <th>家賃月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>下山</td><td>35</td><td>昭46~昭49</td><td>5,700~21,000</td></tr> <tr><td>下山第2</td><td>16</td><td>昭57~平4</td><td>14,500~29,800</td></tr> <tr><td>長者原東</td><td>11</td><td>平9~平12</td><td>25,800~46,100</td></tr> <tr><td>長者原西</td><td>8</td><td>昭63</td><td>17,300~28,600</td></tr> <tr><td>長者原南</td><td>2</td><td>平14</td><td>28,500~47,200</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr><td>合計団地数</td><td>合計戸数</td></tr> <tr><td>5団地</td><td>72</td></tr> </table>	団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)	下山	35	昭46~昭49	5,700~21,000	下山第2	16	昭57~平4	14,500~29,800	長者原東	11	平9~平12	25,800~46,100	長者原西	8	昭63	17,300~28,600	長者原南	2	平14	28,500~47,200	合計団地数	合計戸数	5団地	72																								
団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)																																																																																																																							
五輪	92	昭45~平14	4,600~39,500																																																																																																																							
東館	20	昭49~昭50	10,300~17,300																																																																																																																							
佐野丁	8	昭37	2,700~4,500																																																																																																																							
二つ井戸	20	昭41	20,000~64,400																																																																																																																							
中の茅	36	昭52~昭55	10,100~17,200																																																																																																																							
団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)																																																																																																																							
五輪	3	昭45	4,100~6,900																																																																																																																							
二つ井戸	1	昭41	10,000																																																																																																																							
合計団地数	合計戸数																																																																																																																									
7団地	180																																																																																																																									
団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)																																																																																																																							
清水平館	18	平12~平14	24,100~47,000																																																																																																																							
鹿島館	20	昭40	4,600~8,800																																																																																																																							
鶴町	34	昭48~平7	9,600~23,400																																																																																																																							
団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)																																																																																																																							
清水吹付	12	平9~平10	30,000~65,000																																																																																																																							
合計団地数	合計戸数																																																																																																																									
4団地	84																																																																																																																									
団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)																																																																																																																							
下山	35	昭46~昭49	5,700~21,000																																																																																																																							
下山第2	16	昭57~平4	14,500~29,800																																																																																																																							
長者原東	11	平9~平12	25,800~46,100																																																																																																																							
長者原西	8	昭63	17,300~28,600																																																																																																																							
長者原南	2	平14	28,500~47,200																																																																																																																							
合計団地数	合計戸数																																																																																																																									
5団地	72																																																																																																																									
<p>鶯沢町</p> <p>公営住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>戸数(戸)</th> <th>建設年度</th> <th>家賃月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原</td><td>8</td><td>昭39</td><td>3,000~33,900</td></tr> <tr><td>秋法</td><td>10</td><td>昭54</td><td>11,400~46,600</td></tr> <tr><td>秋法</td><td>4</td><td>昭55</td><td>11,100~45,700</td></tr> <tr><td>佐野前</td><td>5</td><td>昭55</td><td>11,900~51,000</td></tr> <tr><td>壇根</td><td>10</td><td>昭58</td><td>14,000~76,200</td></tr> <tr><td>森下</td><td>25</td><td>昭60~平5</td><td>15,300~78,400</td></tr> <tr><td>柳沢</td><td>5</td><td>平5</td><td>19,400~88,700</td></tr> <tr><td>佐野</td><td>5</td><td>平6</td><td>21,300~102,300</td></tr> <tr><td>宿川原</td><td>19</td><td>平3~平7</td><td>18,400~124,700</td></tr> </tbody> </table> <p>特定公共賃貸住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>戸数(戸)</th> <th>建設年度</th> <th>家賃月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>宿川原</td><td>9</td><td>平7~平8</td><td>25,000~54,000</td></tr> </tbody> </table> <p>改良住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>戸数(戸)</th> <th>建設年度</th> <th>家賃月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>柳沢</td><td>10</td><td>平3</td><td>20,000~23,000</td></tr> </tbody> </table> <p>一般町営住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>戸数(戸)</th> <th>建設年度</th> <th>家賃月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原</td><td>18</td><td>不明</td><td>5,000~9,000</td></tr> <tr><td>秋法</td><td>5</td><td>不明</td><td>5,000~9,000</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr><td>合計団地数</td><td>合計戸数</td></tr> <tr><td>13団地</td><td>133</td></tr> </table>	団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)	原	8	昭39	3,000~33,900	秋法	10	昭54	11,400~46,600	秋法	4	昭55	11,100~45,700	佐野前	5	昭55	11,900~51,000	壇根	10	昭58	14,000~76,200	森下	25	昭60~平5	15,300~78,400	柳沢	5	平5	19,400~88,700	佐野	5	平6	21,300~102,300	宿川原	19	平3~平7	18,400~124,700	団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)	宿川原	9	平7~平8	25,000~54,000	団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)	柳沢	10	平3	20,000~23,000	団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)	原	18	不明	5,000~9,000	秋法	5	不明	5,000~9,000	合計団地数	合計戸数	13団地	133	<p>金成町</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>戸数(戸)</th> <th>建設年度</th> <th>家賃月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>有壁</td><td>28</td><td>昭44~昭45</td><td>3,600~7,700</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr><td>合計団地数</td><td>合計戸数</td></tr> <tr><td>1団地</td><td>28</td></tr> </table>	団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)	有壁	28	昭44~昭45	3,600~7,700	合計団地数	合計戸数	1団地	28	<p>志波姫町</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>戸数(戸)</th> <th>建設年度</th> <th>家賃月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>貝の堀</td><td>22</td><td>昭51~昭57</td><td>12,000~24,200</td></tr> <tr><td>館輪</td><td>20</td><td>昭53</td><td>16,600~44,700</td></tr> <tr><td>大谷地</td><td>15</td><td>昭55~昭56</td><td>15,500~32,400</td></tr> <tr><td>御駒堂</td><td>20</td><td>平14~平15</td><td>21,700~58,800</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr><td>合計団地数</td><td>合計戸数</td></tr> <tr><td></td><td>77</td></tr> </table>	団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)	貝の堀	22	昭51~昭57	12,000~24,200	館輪	20	昭53	16,600~44,700	大谷地	15	昭55~昭56	15,500~32,400	御駒堂	20	平14~平15	21,700~58,800	合計団地数	合計戸数		77												
団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)																																																																																																																							
原	8	昭39	3,000~33,900																																																																																																																							
秋法	10	昭54	11,400~46,600																																																																																																																							
秋法	4	昭55	11,100~45,700																																																																																																																							
佐野前	5	昭55	11,900~51,000																																																																																																																							
壇根	10	昭58	14,000~76,200																																																																																																																							
森下	25	昭60~平5	15,300~78,400																																																																																																																							
柳沢	5	平5	19,400~88,700																																																																																																																							
佐野	5	平6	21,300~102,300																																																																																																																							
宿川原	19	平3~平7	18,400~124,700																																																																																																																							
団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)																																																																																																																							
宿川原	9	平7~平8	25,000~54,000																																																																																																																							
団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)																																																																																																																							
柳沢	10	平3	20,000~23,000																																																																																																																							
団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)																																																																																																																							
原	18	不明	5,000~9,000																																																																																																																							
秋法	5	不明	5,000~9,000																																																																																																																							
合計団地数	合計戸数																																																																																																																									
13団地	133																																																																																																																									
団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)																																																																																																																							
有壁	28	昭44~昭45	3,600~7,700																																																																																																																							
合計団地数	合計戸数																																																																																																																									
1団地	28																																																																																																																									
団地名	戸数(戸)	建設年度	家賃月額(円)																																																																																																																							
貝の堀	22	昭51~昭57	12,000~24,200																																																																																																																							
館輪	20	昭53	16,600~44,700																																																																																																																							
大谷地	15	昭55~昭56	15,500~32,400																																																																																																																							
御駒堂	20	平14~平15	21,700~58,800																																																																																																																							
合計団地数	合計戸数																																																																																																																									
	77																																																																																																																									

協議第 2 1 号

新市建設計画（第 1 章 序論 第 2 章 新市の概況）について

新市建設計画(第 1 章 序論 第 2 章 新市の概況)について、別紙のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 0 月 9 日

栗原地域合併協議会

会長 菅 原 郁 夫

平成 年 月 日確認

# 栗原地域新市建設計画（案）

平成 年 月

栗原地域合併協議会

# 目 次

## 第1章 序論

はじめに	1
1. 合併の必要性	1
2. 新市建設計画策定の方針	3

## 第2章 新市の概況

1. 位置・土地利用状況	4
2. 気候・歴史	5
3. 人口・世帯数	8
4. 産業	9
5. 交通基盤	11
6. 公共的施設	12

## 第3章 建設の基本方針

## 第4章 建設計画（県事業を含む）

## 第5章 公共的施設の適正配置と整備

## 第6章 財政計画

## 第 1 章 序論

### - はじめに -

栗原地域は、東北地方の骨格をなす奥羽山脈のほぼ中央に栗駒国定公園に指定されている栗駒山を有しています。そこから、東南に向かって金成耕土に至るまで、山岳、丘陵、平地と変化に富んだ地形を形成し、栗駒山を源とする迫川は、二迫川、三迫川を支流とし、肥沃な耕地を潤しています。さらには、ラムサール条約に指定されている伊豆沼、内沼があり、豊かな自然環境に恵まれた地域です。

栗原地域の各町村においては、それら豊かな自然環境のもと、それぞれの歴史・文化の中で、地域資源を活かしながら個性あるまちづくりを進め、地域の振興が図られてきました。また、早くから行政の広域的な課題に対応するため、事務の共同処理や一体的な圏域づくりも行ってきました。

しかし、ライフスタイルの変化による住民ニーズの多様化・高度化や少子高齢化への対応、また、急激な産業構造の変化や長引く景気の低迷による地域産業の不振問題、地球規模の環境保全問題、地方分権が推進する中での地方自治体の基盤強化問題など、日本全体が直面している諸問題は、栗原地域でも解決すべき課題となっています。

また、栗原地域を中心とした周辺地域の市町村合併後を想定すると、東に登米地域（9町）南に大崎地域（1市6町）そして北には岩手県一関地域（1市2町1村）という自治体となります。他地域との地域間競争も必要とされますが、それ以上に防災対策や観光ルートの開発など地域間連携を図りながら、宮城県の北玄関としての役割も課題となってきます。

これらの問題を解決し、定住社会として安定した地域振興を図るため、町村の合併が有効な手段として捉えます。

本計画は、栗原地域 10 町村合併後の新市建設のためのマスタープランとして施策の方向性を示す、まちづくりの基本的な指針となるものです。

## 1 合併の必要性

### （1）地方分権の推進

これまでの行政は、中央における決定が大きな力を持ち、地方自治体における権限は限られていましたが、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が平成 12 年 4 月に施行されるなど、地方分権への環境が整備されつつあります。

地方分権においては、自己決定と自己責任が原則とされており、個々の自治体に政策立案と行政判断の能力が今まで以上に求められます。また、権限が増えることにより、事務作業の分野と事務量も増えることが見込まれます。

これらに対応して自治体の能力を高めるためには、人材の育成と組織の拡充、事務作業の効率化、高度情報ネットワークの構築など、多岐にわたる取組みが必要です。しかし、小規模な組織ではこれらへの取組みや地方分権にふさわしい行政サービスの提供が困難であるため、合併によるスケールメリットを活かした新組織での対応が必要となります。

## **(2) 少子高齢化社会への対応**

急速に少子高齢化が進んでおり、このまま推移すれば集落が維持できなくなる可能性がある中で、一人暮らし等の高齢者をいかに支援していくかが重要な課題となってくることも想定され、そうした課題など福祉・医療分野で増えていく住民ニーズへの対応が、これからの自治体に求められてくると考えられます。

そのようななかで、介護サービス等へ対応するための人員の確保、救急医療体制の充実、予防医学の普及、高齢者の生きがいづくりなどのほか、子供も高齢者もその家族も安心して暮らせる地域づくりをどう実現していくかといった、高齢者福祉・医療への対応が行政の役割として求められています。さらには、子ども達を地域の中でのびのびと健全に育み、将来の地域を担う人材として育成することも、行政の大きな役割です。

このような少子高齢化社会において、安心して暮らせる社会を構築するために、生活環境の整備促進や福祉・医療サービスの充実、産業の振興、働く場の確保などの施策が求められます。

## **(3) 多様化・高度化する住民ニーズへの対応**

人々の日常生活圏がますます拡大しているなかで、生活の質の向上や価値観の多様化により、住民の行政に対するニーズも多様化・高度化しているため、雇用、医療・福祉、教育・文化、自然環境などの面で、より質の高い行政サービスの提供が必要とされることから、行政力の強化とともに、幹線道路と生活道路の整備、農林業と観光の振興政策、商工業政策などが求められています。

また、高度情報化社会が到来するなかで、情報ネットワークにより各家庭をつなぐ双方向情報通信が普及すれば、福祉、医療、教育、情報公開などの分野で利便性の高いサービスの提供が可能となることから、情報基盤の整備と普及、その利用による行政サービスの提供は、重要で早急に対応しなければならない課題であります。

これらの多様で広範なニーズに応えることは、各町村にとって負担が大きくなることから、従来型の行政活動や、その活動を前提とした地域活動について、広域的な視点の中で一体的に見直しを行い、同時に行政のパートナーとしての住民活動、民間活動団体など行政以外の活動主体をクローズアップさせていく必要があります。

## **(4) 行財政基盤の強化**

日本全体をみても、国・地方を合わせた長期債務残高が、平成 14 年度末で 693 兆円（国民 1 人当たり約 540 万円）に達する見込であるなど、極めて厳しい状況にあります。

一方、地方財政においては、地方交付税制度の見直しが論議されるなど、さらに厳しい財政運営を強いられることは必至であり、また、地方分権の推進により、多様で高度化した住民ニーズに応えるべく、自治体の主体的な住民サービスの向上への取り組みなどにおいて、将来的には小規模な町村ほど厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

そのような状況の中で、地方分権にふさわしい自治行政を展開するためには、行財政の基盤を強化する必要があります。

その方法としては、組織の効率化による経費の削減に伴う財政基盤の改善、自治体の合併による行政力の強化が考えられます。

## 2 新市建設計画策定の方針

### (1) 計画の趣旨

この計画は、新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図っていくことにより、栗原地域 10 町村の速やかな一体化を促進して、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

### (2) 計画の構成

この計画は、新市を建設していくための基本方針、その実現のための建設計画、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成します。

### (3) 計画の期間

建設の基本方針は、21 世紀を展望した長期的な視野に立ったものとし、建設計画、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 カ年計画とし、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間を前期計画、平成 22 年度から平成 26 年度までを後期計画とします。

### (4) その他

#### 住民意向の反映

この計画の策定にあたっては、「まちづくり住民意向調査」や「住民ワークショップ」の結果や「まちづくり検討委員会」での提言等、可能な限り住民意向を取り入れながら策定していくものとします。

また、行政区域が広がることにより、いわゆる周辺部などとして懸念を持たれている地域について、振興整備等の方策を明確にするよう取り組むものとします。

#### 栗原地域 10 町村の総合計画との整合

この計画は、栗原地域 10 町村の総合計画と栗原地域広域町村圏計画等の理念を吸収しながら作成した「栗原地域合併将来構想」をもとに基本方針を作成し、具体的施策については、栗原地域 10 町村の実施計画等を基に整合を図り、合併することによって必要となる施策や圏域が一体的に取り組むべき施策について取捨選択するものとします。

#### 事業の選択

国・地方を通じた厳しい財政環境の中、限られた財源の重点的・効率的配分を基本的に、有効性・効率性や緊急度・優先度等を十分検証し、新市のまちづくりに資する事業を選択するものとします。

#### ソフト面の重視

単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも重点をおいた創意工夫型の計画とします。

#### 組織及び運営の合理化

行政区域が広がる中で、多様で高度な行政ニーズへ対応していくため、行政組織の効率化及び人員配置の再編により、新市における合理的な組織の構築と運営の強化を図ります。

#### 財政計画

財政計画は、建設計画に定められた施策を計画的に実施していくため、施策の優先順位と今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的展望にたつて限られた財源の効率的な運用を図るなど、適切な財政運営のために策定するものであります。歳入・歳出の項目ごとに現況及び過去の実績を勘案しながら算定し、合併による歳出の削減効果を考慮し、普通会計ベースで作成します。

## 第2章 新市の概況

### 1 位置・土地利用状況



新市は宮城県の北西部に位置し、岩手県および秋田県と接しています。また、仙台圏域・古川圏域と一関圏域を結ぶ南北の交通ルート上にあるため、通勤・通学や消費行動などにおいて、それらの圏域との交流は密接であります。

新市の総面積は 806.38km<sup>2</sup> であり、宮城県総面積(7,284.6km<sup>2</sup>)の 11.1%を占めています。新市全体の地形は、東部では平地が多く、北西部では森林・原野が多い傾斜地となっています。

地目別面積をみると、栗駒山麓を中心とした森林・原野が約半数の 55.0%を占め、田畑が 23.4%、その他(河川、水路、水面、道路、その他)が 18.3%となっています。平地の多くが田畑として利用されており、稲作を中心とする土地利用となっています。

新市全体の土地利用をみると、東部の平地は田畑、住宅地、工業用地などに利用され、北西部は国定公園や保安林などの森林・原野が主体であり、自然が保護されています。

#### 新市(10町村)

人口	84,947 人 (県内第5位: 3.6%)
面積	806.38 km <sup>2</sup> (県内第1位: 11.1%)
農業粗生産額	2,759,000 万円 (県内第3位: 12.5%)
製造品出荷額	15,177,682 万円 (県内第8位: 3.9%)
商業年間販売額	10,787,650 万円 (県内第11位: 0.9%)

人口:平成12年国勢調査/総務省

面積:平成13年全国都道府県市町村別面積調査/国土地理院

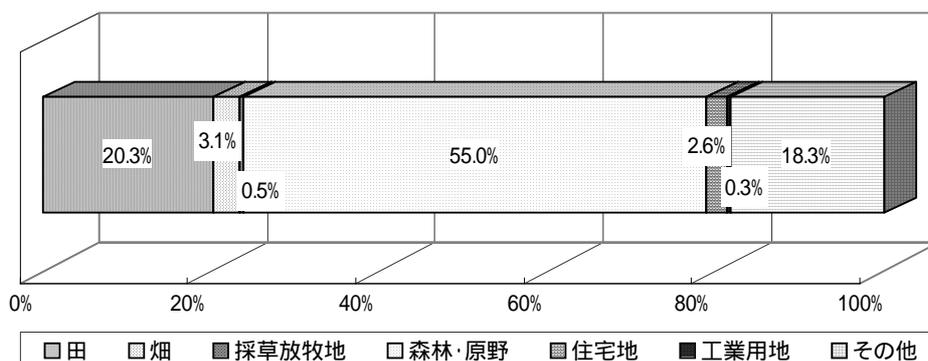
農業粗生産額:2000年世界農林業センサス/農林水産省

製造品出荷額:平成12年宮城県の工業/宮城県

商業年間販売額:平成11年商業統計表/経済産業省

県内順位については、平成17年3月に向けて市町村合併に取り組んでいる新市町村組を考慮(全31市町村)(平成15年9月現在)

地目別面積構成比



資料:平成12年宮城県国土利用計画管理運営資料

## 2 気候・歴史

### 気候

新市の気候は、一般的に内陸型気候で、平成 14 年における年間平均気温は平野部で 11.2℃、山間部では 8.7℃ と、年間を通して 2℃ 程度の差があり、降水量は、山間部で年間 2,030 mm と平野の 2 倍近くとなっています。

また、積雪深においては平野部で 55 cm(平成 13 年 1 月)が最も多く、山間部では 210 cm(平成 13 年 3 月)となっています。

(資料:「平成 14 年宮城県気象月報」、「宮城県築館土木事務所、栗原郡降雪・積雪データ」)

### 歴史

新市は、迫川、二迫川、三迫川、長崎川や小山田川などたくさんの川が奥羽山脈の山岳地帯からゆるやかな台地へと流れ河岸段丘、扇状地をつくり、旧石器時代からこの地に人々が住んでいたことが遺跡から明らかになっています。弥生時代には、現在の基幹産業というべき稲作農業が始まっています。

奈良時代には律令政府によって、蝦夷対策の推進施設として、この地に伊治城が築城されました。なお、平安時代の前九年・後三年の役を経て、藤原氏の支配下となり、平安時代は、京都と平泉を結ぶ南部街道が通っており、密接な交流や仏教信仰の様子をうかがうことができ、この道の存在が、平泉との関係を近づけたとも言えます。

応仁元年には、葛西氏と大崎氏が圏域内の地頭達を巻き込んで、勢力の接点である三迫で戦い、これ以後争乱が始まったが、仲介役を果たしたのが伊達氏です。

時代が進み伊達藩の支配下に入り、ここは、重臣・名門が配される場所で、城下町あるいは奥州街道の宿場町、迫川を主体とした船場町として重要な役割を果たしてきました。

### 栗原地域の変遷

栗原地域に位置する自治体は、明治と昭和の合併で再編され、現在の 10 町村となっています。

築館町は、町制施行により明治 29 年 6 月 30 日、村から町へ変更され、昭和 29 年 8 月 10 日、玉沢村、宮野村、富野村と合併しています。さらに、「町村合併促進法」の廃止直前である昭和 31 年 8 月 10 日、栗駒町の一部が編入され、現在の築館町となっています。

若柳町は、明治 22 年 4 月 1 日、村から町へ変更され、昭和 29 年 12 月 1 日、有賀村、大岡村、畑岡村と合併しています。

栗駒町は、昭和 30 年 4 月 1 日、岩ヶ崎町、尾松村、鳥矢崎村、文字村、栗駒村および姫松村片子沢、姫松村宝来と合併して誕生しています。その後、昭和 31 年 8 月 10 日、栗駒町の一部が築館町と一迫町へ編入されています。

高清水町は、明治 35 年 7 月 15 日の町制施行によって村から町へと変わり、昭和 30 年 4 月 14 日、古川市の一部が編入され現在に至っています。

一迫町は、大正 12 年 4 月 10 日の町制施行により村から町へと変わり、昭和 30 年 4 月 1 日、長崎村、金田村、姫松村王沢と合併しています。その後、昭和 31 年 8 月 10 日、前述のとおり、栗駒町の一部が編入されています。

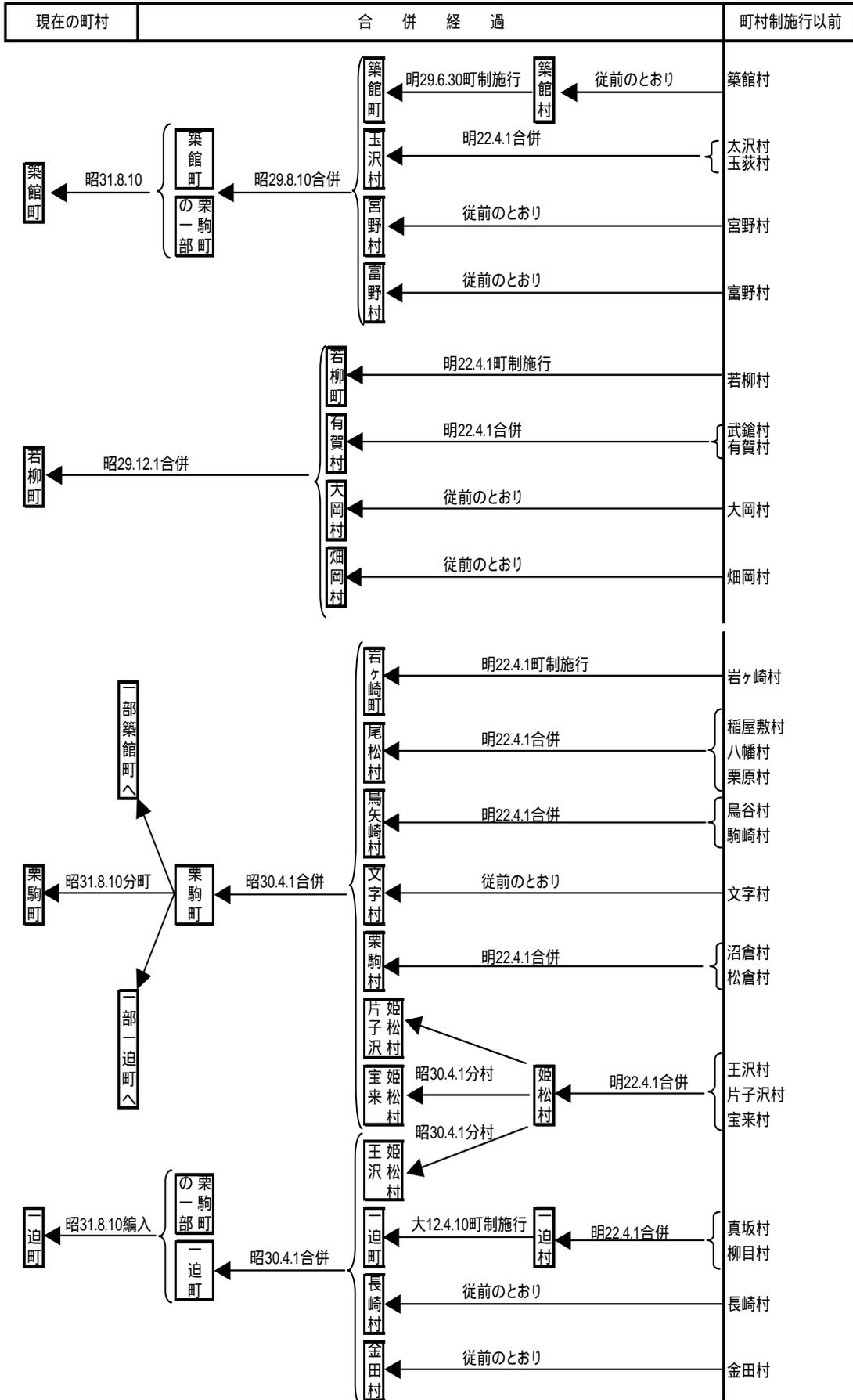
瀬峰町は、明治 22 年 4 月 1 日、藤沢村と大里村の合併で誕生した藤里村が、昭和 26 年 4 月 1 日の町制施行により藤里町へと変わり、同年 4 月 2 日の名称変更によって瀬峰町となっています。

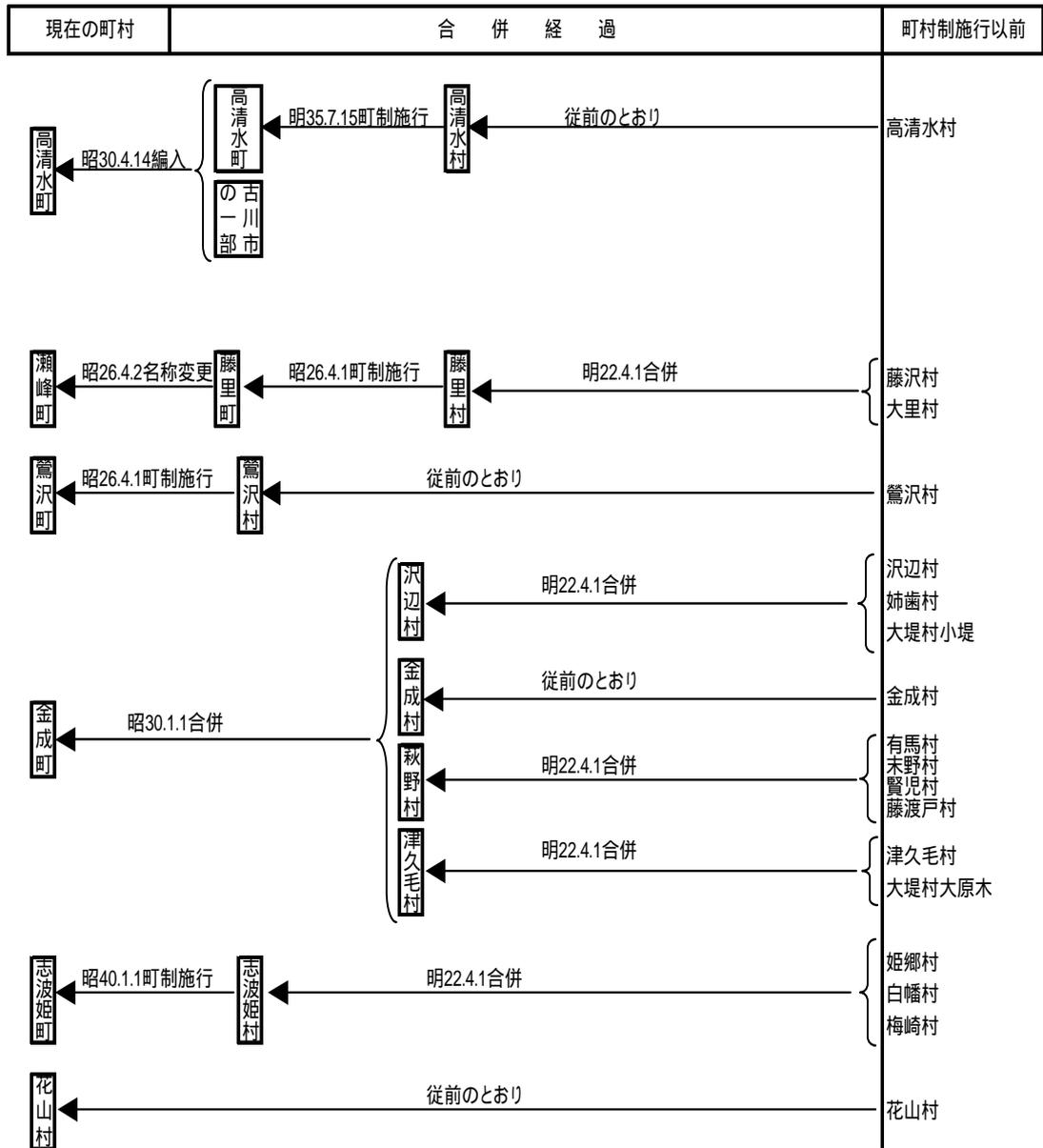
鶯沢町は、昭和 26 年 4 月 1 日の町制施行により村から町へ変更されています。

金成町は、沢辺村、金成村、萩野村、津久毛村が昭和 30 年 1 月 1 日、合併して誕生しています。

志波姫町は、明治の大合併により明治 22 年 4 月 1 日、姫郷村、白幡村、梅崎村が合併して生まれた志波姫村が、昭和 40 年 1 月 1 日の町制施行によって町へと変更され、現在に至っています。

花山村は合併を行わないまま、現在に至っています。





(資料)平成13年版 宮城県市町村要覧 平成13年7月

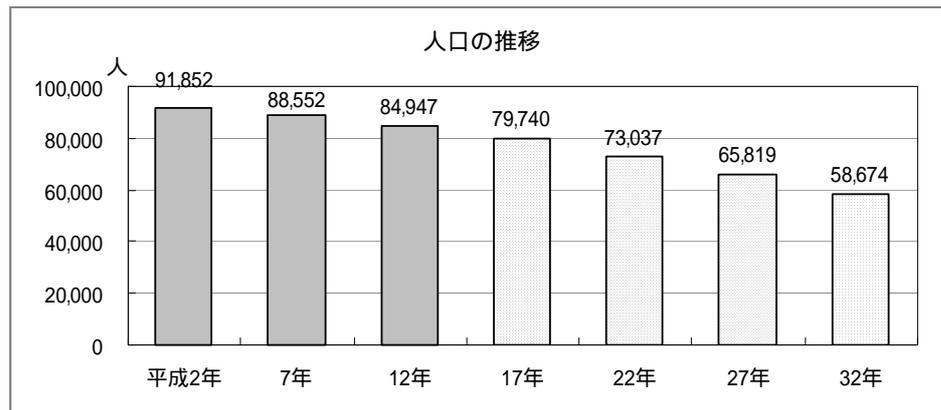
### 3 人口・世帯数

新市の総人口は減少傾向にあり、将来の推計人口(コホート要因法)においても、減少が続くと見込まれています。

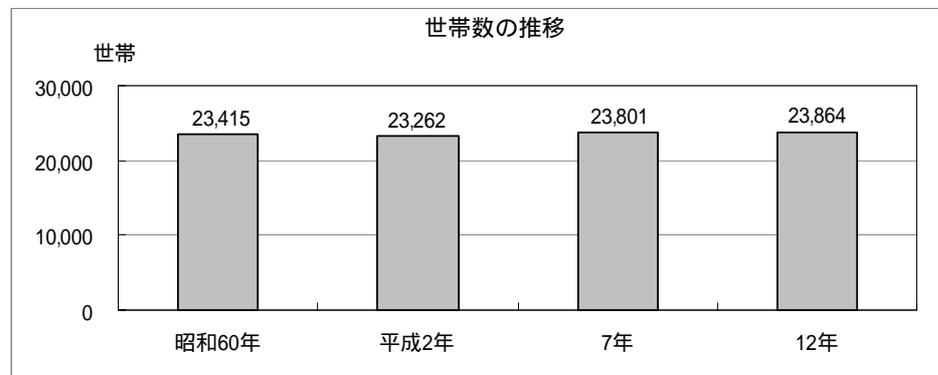
人口は、平成2年の91,852人から平成32年の58,674人に減少すると推計されています。

また、世帯数は、昭和60年から平成12年にかけて、総人口とは異なり微増の傾向にあります。

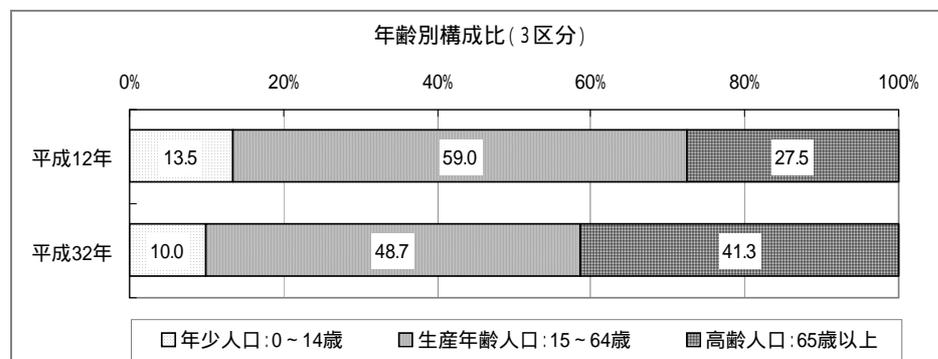
年齢構成は、年少人口(0～14歳)の減少と高齢人口(65歳以上)の増加が進み、平成12年の年少人口は13.5%でしたが、平成32年には10.0%と、約4分の3に減少すると見込まれています。これに対して高齢人口は、27.5%から41.3%へ、約1.5倍に増加すると推計されています。



資料：各年国勢調査  
平成17年以降県推計値【コホート要因法】



資料：各年国勢調査

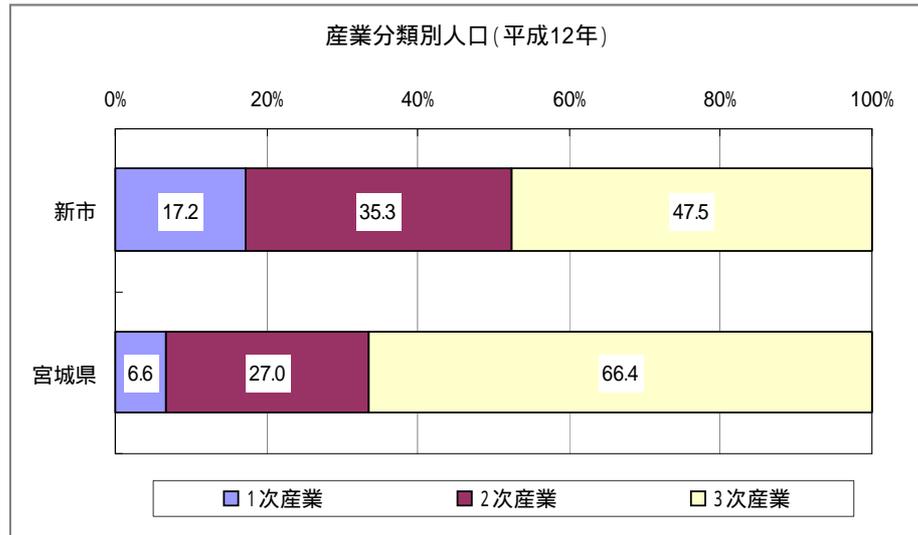


資料：平成12年国勢調査  
平成32年県推計値【コホート要因法】

## 4 産業

### (1) 就業人口

全体的な傾向や就業人口構成は、平成12年のデータによると、第1次産業17.2%、第2次産業35.3%、第3次産業47.5%となっています。宮城県全体の割合と比較して、第1次産業、第2次産業の比率が高くなっています。

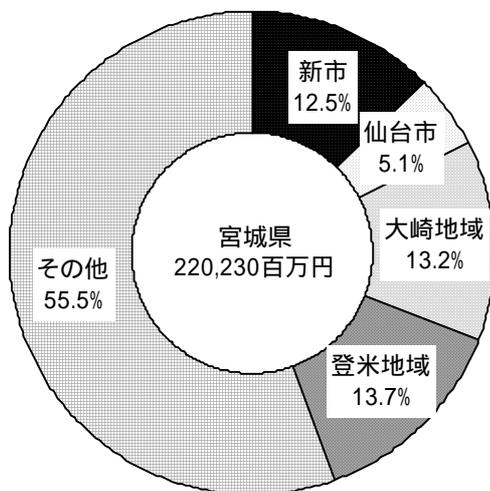


資料：平成12年国勢調査

### (2) 農業

新市は、水稻において国内有数の生産地であり、畜産の振興も図られています。減反政策の影響や少子高齢化による後継者不足など、農業を取巻く環境は厳しいですが、花きや収益性のある野菜等、作付けの多様化もみられます。

宮城県全体で新市が占める農業粗生産額の割合は12.5%であり、農業を基幹産業とする地域となっています。



平成12年 農業粗生産額

#### 農家戸数

単位：戸

総農家数	9,149
うち専業	978
うち第一種兼業	1,268
うち第二種兼業	6,903

資料：2000年世界農林業センサス

#### 農業粗生産額

単位：百万円

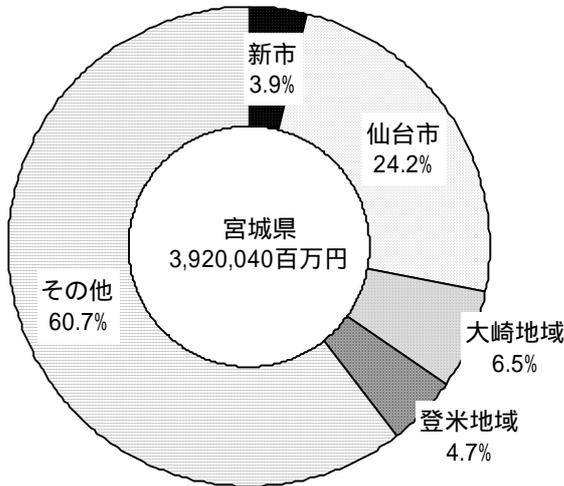
農業粗生産額	27,590
うち米	15,000
うち野菜花き果実	2,450
うち畜産	9,460
うちその他	680

資料：平成12年生産農業所得統計

### (3) 工業

新市の産業分類別の事業所数は、食料品製造業 56 事業所、電気機械器具製造業 55 事業所、衣服・その他の繊維製品製造業 42 事業所の順となっています。

宮城県全体で新市が占める製造品出荷額の割合は 3.9% となっています。



平成 12 年 製造品出荷額

平成12年 産業分類別製造品出荷額

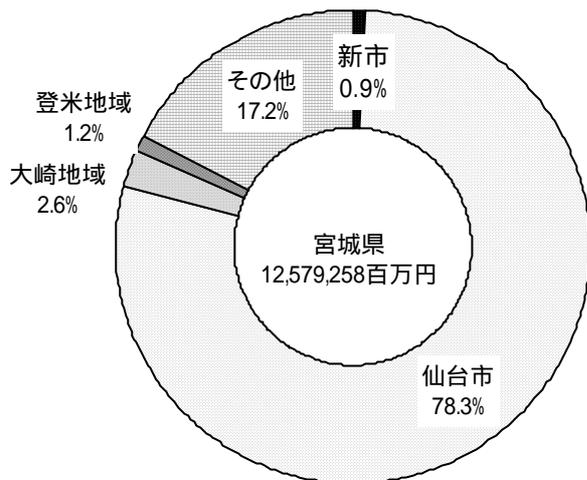
分類	事業所数	製造品出荷額(万円)
食料品製造業	56	2,357,072
飲料・たばこ・飼料製造業	5	187,772
衣服・その他の繊維製品製造業	42	697,303
木材、木製品製造業	20	220,919
出版・印刷・同関連産業	14	386,524
プラスチック製品製造業	20	717,206
ゴム製品製造業	6	375,107
窯業・土石製品製造業	18	4,361,674
非鉄金属製造業	4	401,310
金属製品製造業	18	1,558,884
一般機械器具製造業	16	545,394
電気機械器具製造業	55	2,592,522
輸送用機械器具製造業	7	331,415
その他の製造業	71	444,580
計	352	15,177,682

資料：平成 12 年宮城県の工業

### (4) 商業

新市の産業分類別に商店数と従業者数は、卸売業は 150 店、893 人となっています。小売業については 1,319 店、5,133 人であり、そのうち飲食料品小売業が 522 店で約 40% を占めています。

宮城県全体で新市が占める年間販売額の割合は 0.9% となっています。



平成 11 年 年間商品販売額

平成11年 商業実績

単位：店、人、万円

	卸売業計	小売業計	合計
商店数	150	1,319	1,469
従業員数	893	5,133	6,026
年間販売金額	3,079,770	7,707,880	10,787,650
その他の収入	99,627	231,144	330,771
一商店当たり	15,348	5,553	6,719
従業員一人当たり	2,652	1,406	1,613

資料：平成11年 商業統計表

## 5 交通基盤

交通基盤の整備状況では、平地の多い東部に仙台から一関・盛岡へと延びる主要ルートが位置しており、高速交通網として東北新幹線くりこま高原駅および東北縦貫自動車道の築館IC、若柳金成ICが整備されています。そのうち、インターチェンジの周辺には工業用地の確保や整備が進められています。

また、一般国道では国道4号、在来線ではJR東北本線が並行して整備されており、地域間の交流、結びつきを支えています。

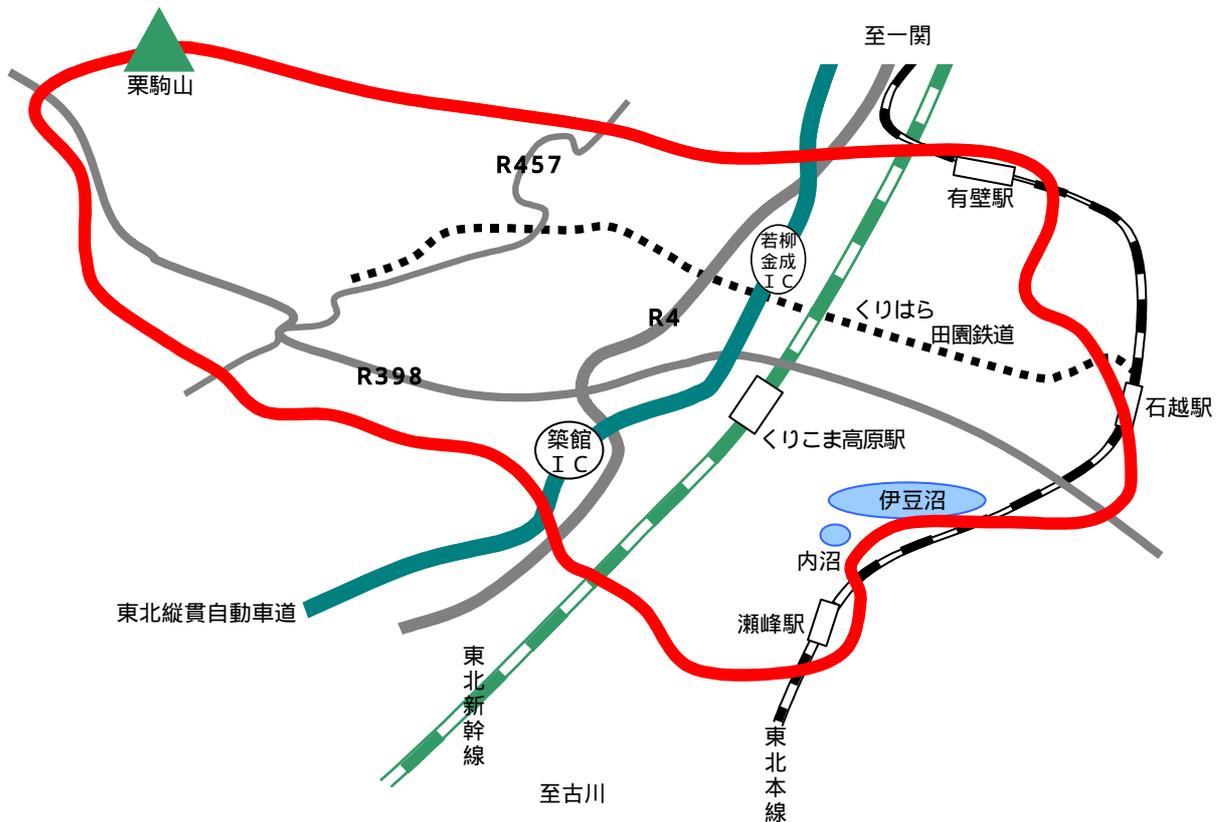
本地域内の東西を結ぶ「くりはら田園鉄道」は、「くりでん」の愛称で知られ、過去に事業内容や名称を何度か変更し、現在は通学・通院などを中心に利用されています。

地域内交通は、全般に自動車の利用が多く、国道4号、国道398号、国道457号を中心として、県道、町村道、広域農道などが自動車交通を支えています。

地域内の路線バスは、栗原中央病院を中心に、各地域までのルートを行っています。

このほか、東北縦貫自動車道を利用した仙台間的高速バスも運行されています。

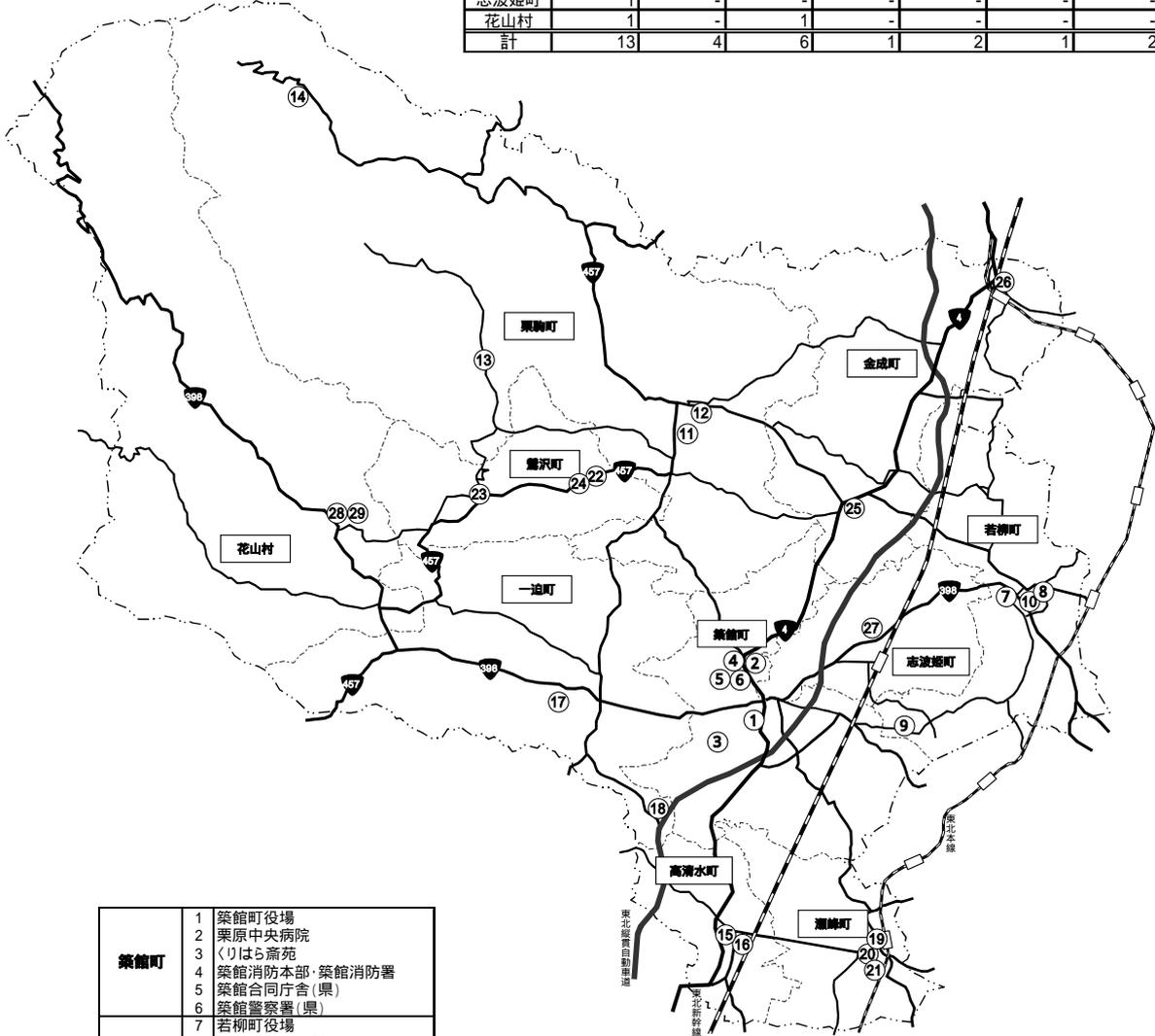
【主要交通基盤】



## 6 公共の施設

役場・病院・消防署・警察署等

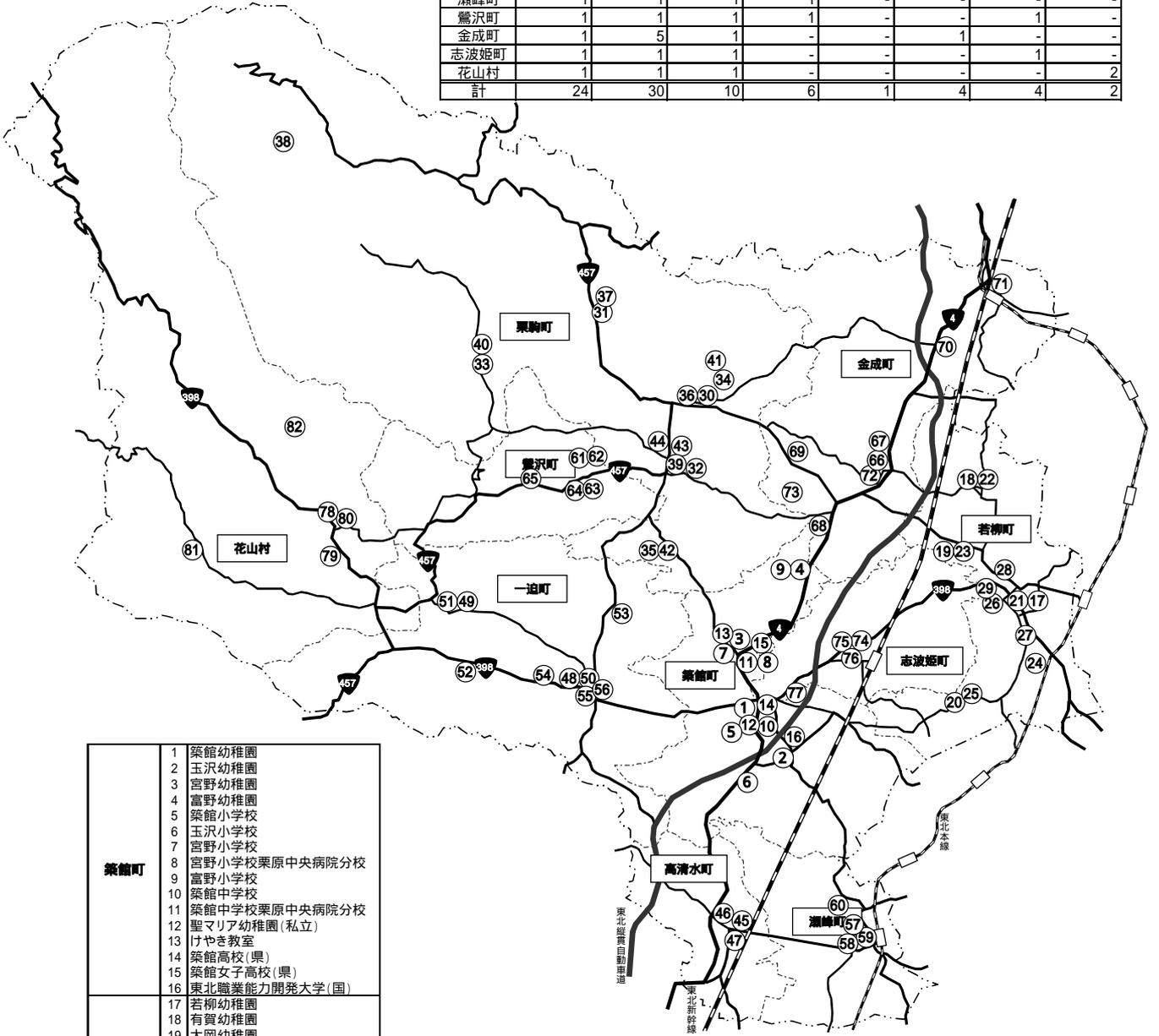
	役場	病院	診療所	消防署	警察署	斎園	衛生施設
築館町	2	1	-	1	1	1	-
若柳町	1	1	-	-	1	-	1
栗駒町	1	1	2	-	-	-	-
高清水町	1	-	1	-	-	-	-
一迫町	1	-	-	-	-	-	1
瀬峰町	1	1	1	-	-	-	-
鷺沢町	2	-	1	-	-	-	-
金成町	2	-	-	-	-	-	-
志波姫町	1	-	-	-	-	-	-
花山村	1	-	1	-	-	-	-
計	13	4	6	1	2	1	2



築館町	1 築館町役場 2 栗原中央病院 3 くりはら斎苑 4 築館消防本部・築館消防署 5 築館合同庁舎(県) 6 築館警察署(県)
若柳町	7 若柳町役場 8 国民健康保険病院 9 栗原郡衛生処理組合 10 若柳警察署(県)
栗駒町	11 栗駒町役場 12 国民健康保険病院 13 国民健康保険病院文字診療所 14 耕突へき地診療所
高清水町	15 高清水町役場 16 国民健康保険診療所
一迫町	17 一迫町役場 18 栗原クリーンセンター
瀬峰町	19 瀬峰町役場 20 国民健康保険診療所 21 県立循環器・呼吸器病センター
鷺沢町	22 鷺沢町役場 23 鷺沢町役場 細倉出張所 24 国民健康保険鷺沢町診療所
金成町	25 金成町役場 26 金成町役場 萩野支所
志波姫町	27 志波姫町役場
花山村	28 花山村役場 29 国民健康保険診療所

教育施設

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学	養護学校	給食センター	教育施設
築館町	4(私立1)	4	1	1	1	3	-	-
若柳町	4(私立1)	5	1	1	-	-	1	-
栗駒町	6	7	1	1	-	-	-	-
高清水町	1	1	1	-	-	-	-	-
一迫町	2	4	1	1	-	-	1	-
瀬峰町	1	1	1	1	-	-	-	-
鶯沢町	1	1	1	1	-	-	1	-
金成町	1	5	1	-	-	1	-	-
志波姫町	1	1	1	-	-	-	1	-
花山村	1	1	1	-	-	-	-	2
計	24	30	10	6	1	4	4	2



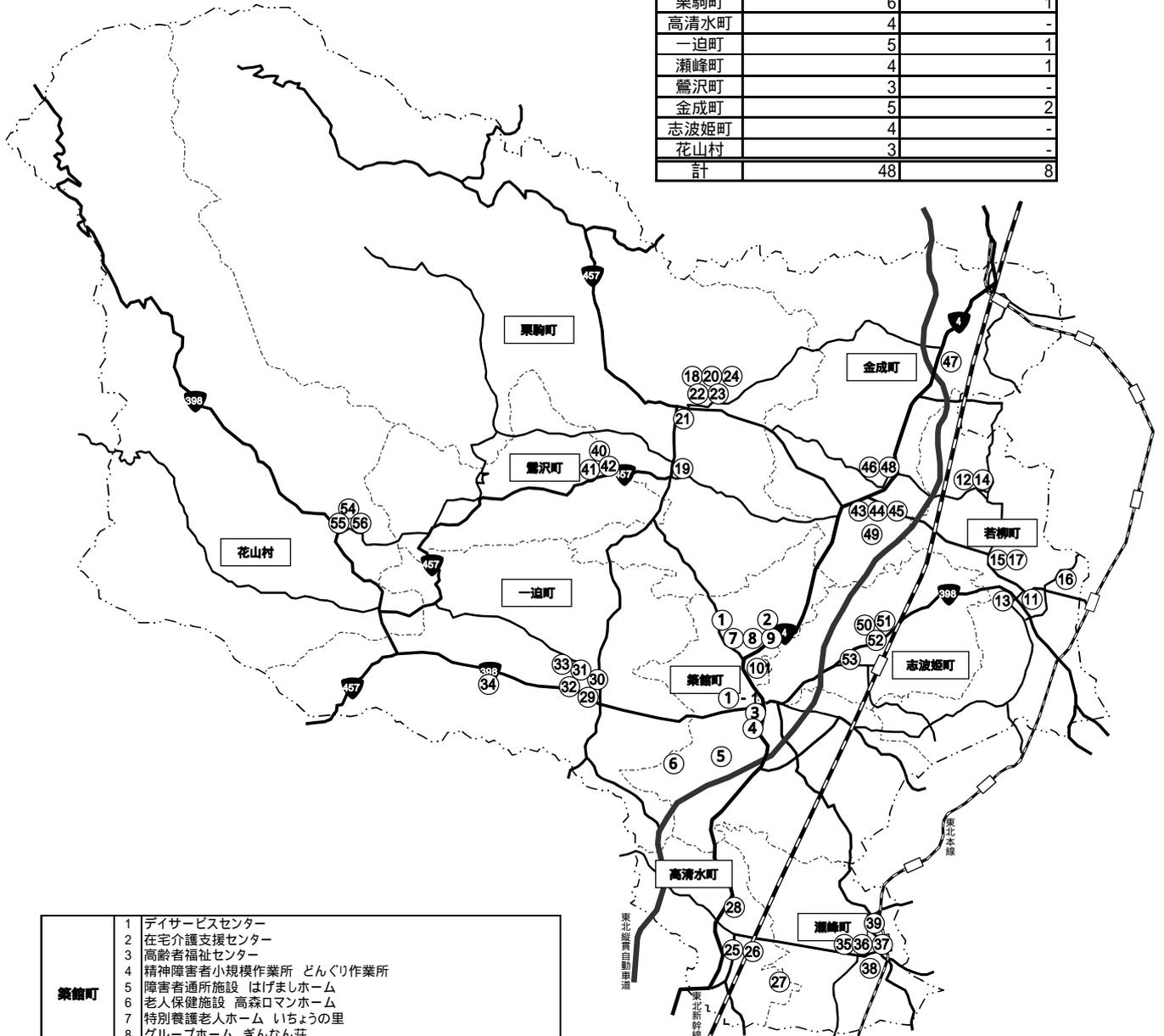
築館町	1	築館幼稚園
	2	玉沢幼稚園
	3	宮野幼稚園
	4	富野幼稚園
	5	築館小学校
	6	玉沢小学校
	7	宮野小学校
	8	宮野小学校栗原中央病院分校
	9	富野小学校
	10	築館中学校
	11	築館中学校栗原中央病院分校
	12	聖マリア幼稚園(私立)
	13	けやき教室
	14	築館高校(県)
	15	築館女子高校(県)
	16	東北職業能力開発大学(国)
若柳町	17	若柳幼稚園
	18	有賀幼稚園
	19	大岡幼稚園
	20	畑岡幼稚園
	21	若柳小学校
	22	有賀小学校
	23	大岡小学校
	24	大目小学校
	25	畑岡小学校
栗駒町	26	若柳中学校
	27	学校給食センター
	28	よしの幼稚園(私立)
	29	迫校高校(県)
	30	岩ヶ崎幼稚園
	31	栗駒幼稚園
	32	尾松幼稚園
	33	文字幼稚園
	34	鳥矢崎幼稚園
	35	宝来幼稚園
	36	岩ヶ崎小学校
	37	栗駒小学校
	38	栗駒小学校耕英分校
	39	尾松小学校
	40	文字小学校
	41	鳥矢崎小学校
42	宝来小学校	
43	栗駒中学校	
44	岩ヶ崎高校(県)	

高清水町	45	高清水幼稚園
	46	高清水小学校
	47	高清水中学校
一迫町	48	一迫幼稚園
	49	金田幼稚園
	50	一迫小学校
	51	金田小学校
	52	長崎小学校
	53	姫松小学校
	54	一迫中学校
	55	学校給食センター
	56	一迫商業高校(県)
瀬峰町	57	瀬峰幼稚園
	58	瀬峰小学校
	59	瀬峰中学校
	60	築館高校瀬峰分校(県)

鶯沢町	61	鶯沢幼稚園
	62	鶯沢小学校
	63	鶯沢中学校
	64	学校給食共同調理場
	65	鶯沢工業高校(県)
金成町	66	金成幼稚園
	67	金成小学校
	68	沢辺小学校
	69	津久毛小学校
	70	萩野第二小学校
	71	萩野小学校
	72	金成中学校
	73	金成養護学校(県)
志波姫町	74	ふたば幼稚園
	75	志波姫小学校
	76	志波姫中学校
	77	栗原南部学校給食センター
花山村	78	花山幼稚園
	79	花山小学校
	80	花山中学校
	81	森林科学館(県)
	82	花山少年自然の家

# 高齢者・障害者福祉施設

	高齢者福祉施設	障害者福祉施設
築館町	8	2
若柳町	6	1
栗駒町	6	1
高清水町	4	-
一迫町	5	1
瀬峰町	4	1
鶯沢町	3	-
金成町	5	2
志波姫町	4	-
花山村	3	-
計	48	8

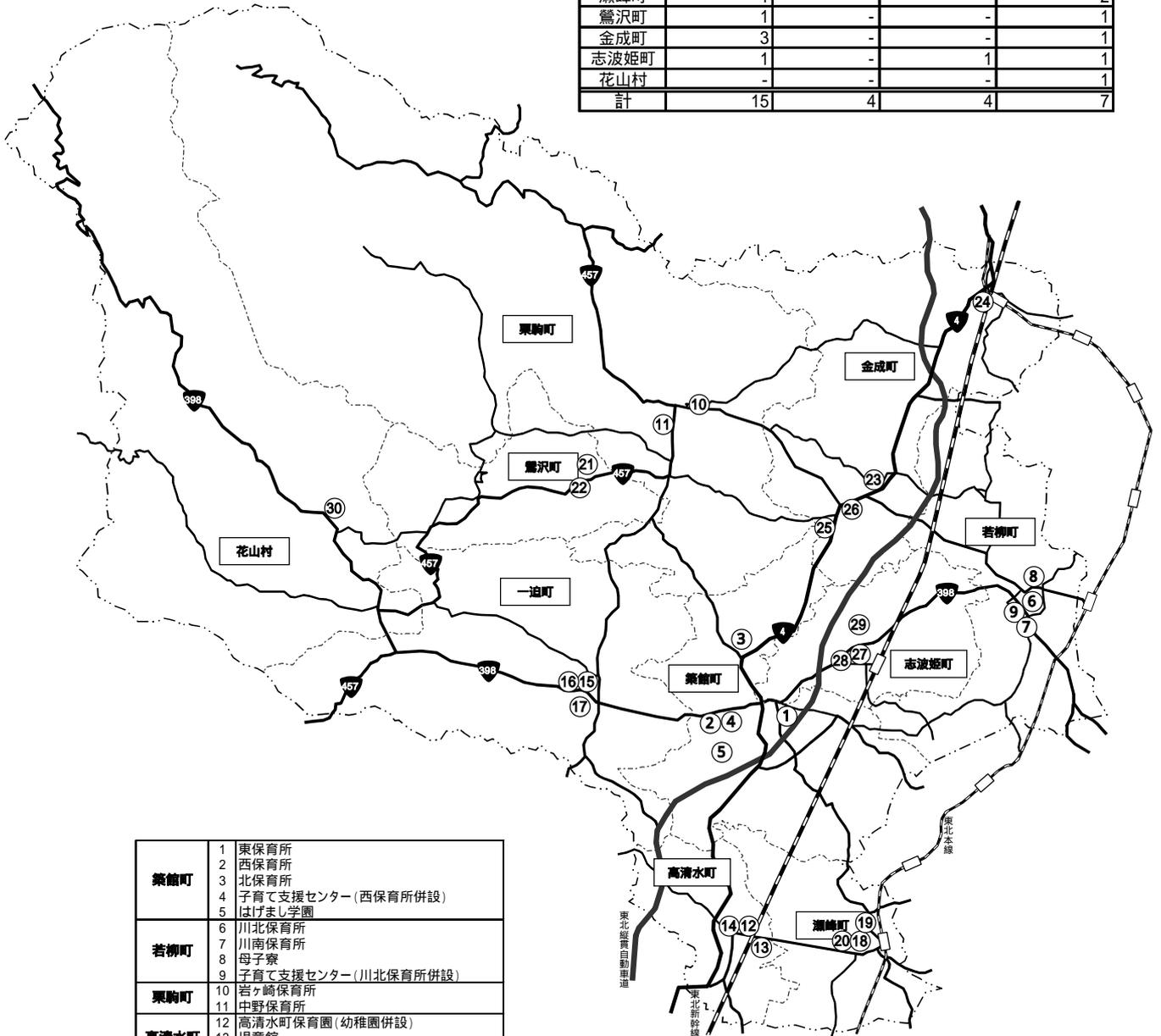


築館町	1	デイサービスセンター
	2	在宅介護支援センター
	3	高齢者福祉センター
	4	精神障害者小規模作業所 どんぐり作業所
	5	障害者通所施設 はげましホーム
	6	老人保健施設 高森ロマンホーム
	7	特別養護老人ホーム いちようの里
	8	グループホーム ぎんなん荘
	9	グループホーム ふきのとう
	10	ケアハウス 栗の実
若柳町	11	精神障害者共同作業所(たんぼぼ共同作業所)
	12	デイサービスセンター
	13	在宅介護支援センター
	14	特別養護老人ホーム 若藤園
	15	老人保健施設 グレイスガーデン
	16	グループホーム SAKURA
	17	グループホーム まいはあと
栗駒町	18	デイサービスセンター
	19	高齢者地域福祉施設 さんさんドリーム
	20	在宅介護支援センター
	21	高齢者コミュニティセンター
	22	福祉作業所 三島希望の家
高清水町	23	精神障害者小規模作業所 駒草ハウス(福祉作業所内)
	24	特別養護老人ホーム 愛光園
	25	保健福祉センター(ほっと館)
	26	在宅介護支援センター
一迫町	27	高齢者ふれあいセンター(外沢田)
	28	高齢者ふれあいセンター(善光寺)
築館町	29	老人福祉センター
	30	高齢者生活福祉センター(通所介護部門、デイサービス部門、居住部門)
	31	特別養護老人ホーム 山王
	32	ケアハウス 山王
花山村	33	グループホーム こもれびの家
	34	精神障害者小規模作業所(母子健康センター内)

瀬峰町	35	デイサービスセンター(きりり館内)
	36	在宅介護支援センター(きりり館内)
	37	精神障害者共同作業所 はこべ作業所(きりり館内)
	38	特別養護老人ホーム 白鳥苑
39	介護老人保健福祉施設 藤の里(H16.4開業予定)	
鶯沢町	40	デイサービスセンター
	41	在宅介護支援センター
	42	老人福祉センター
金成町	43	デイサービスセンター(やすらぎセンター内)
	44	在宅介護支援センター(やすらぎセンター内)
	45	精神障害者小規模作業所(やすらぎセンター内)
	46	デイサービスセンター(まりあの家内)
	47	老人保健施設 シエスタ
志波姫町	48	グループホーム まりあの家
	49	知的障害者入所・通所施設 プロメッサ
花山村	50	デイサービスセンター
	51	在宅介護支援センター
	52	特別養護老人ホーム 千葉福寿園
花山村	53	グループホーム しわひめ
	54	高齢者生活福祉センター 湖畔の郷
花山村	55	在宅介護支援センター(湖畔の郷内)
	56	デイサービスセンター(湖畔の郷内)

保健・児童福祉施設

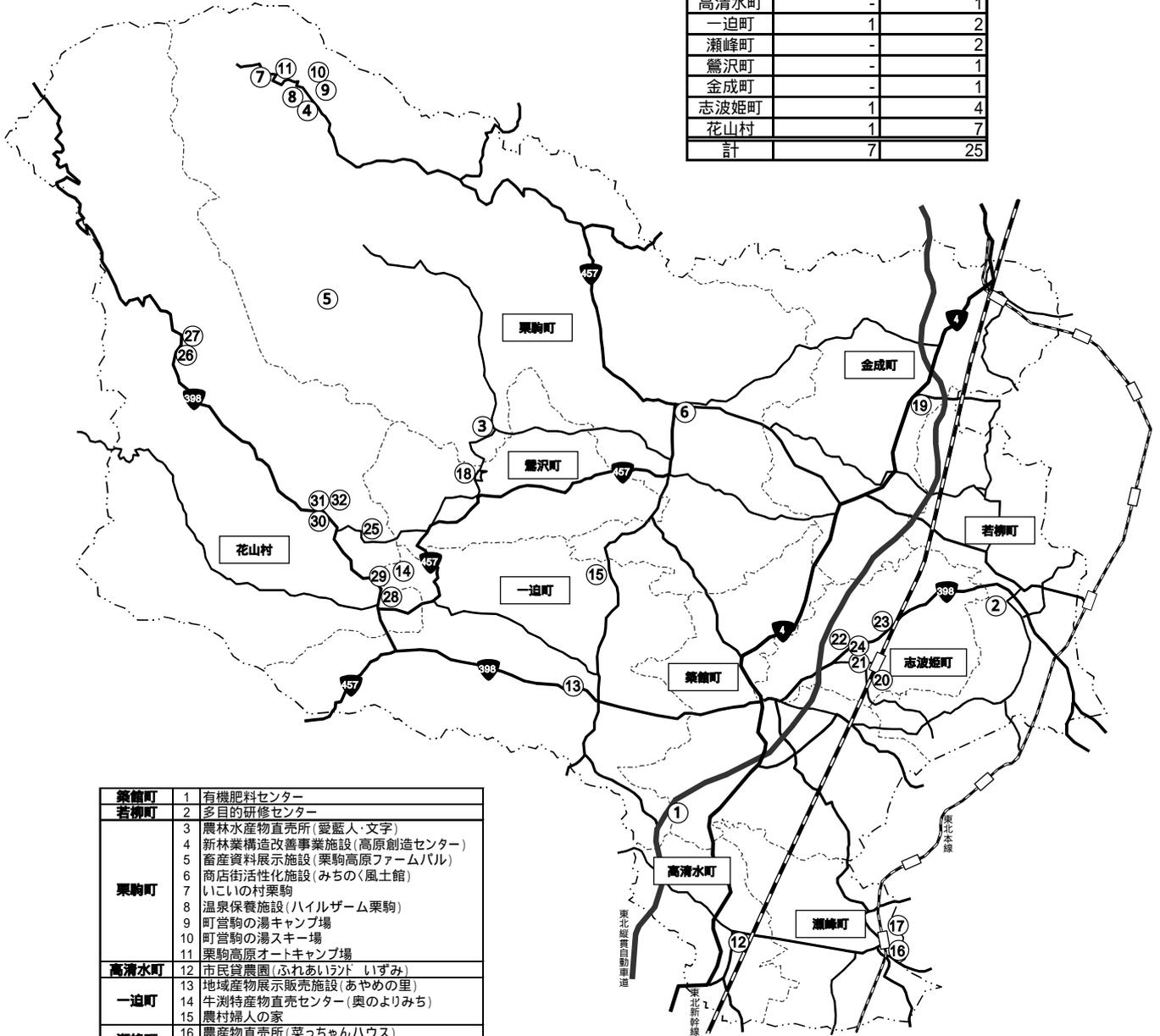
	保育所	支援センター	児童福祉施設	保健福祉施設
築館町	3	1	1	-
若柳町	2	1	1	-
栗駒町	2	-	-	-
高清水町	1	1	1	-
一迫町	1	1	-	1
瀬峰町	1	-	-	2
鶯沢町	1	-	-	1
金成町	3	-	-	1
志波姫町	1	-	1	1
花山村	-	-	-	1
計	15	4	4	7



築館町	1 東保育所 2 西保育所 3 北保育所 4 子育て支援センター(西保育所併設) 5 はげまし学園
若柳町	6 川北保育所 7 川南保育所 8 母子寮 9 子育て支援センター(川北保育所併設)
栗駒町	10 岩ヶ崎保育所 11 中野保育所
高清水町	12 高清水町保育園(幼稚園併設) 13 児童館 14 子育て支援センター(保育園併設)
一迫町	15 一迫町保育所 16 子育て支援センター(保育所併設) 17 母子健康センター
瀬峰町	18 瀬峰町保育所 19 保健センター(きり館) 20 農林漁家高齢者センター
鶯沢町	21 鶯沢町保育所 22 母子健康センター
金成町	23 金成保育所 24 萩野保育所 25 沢辺保育所 26 地域福祉総合ケアセンター(やすらぎセンター)
志波姫町	27 志波姫町立保育所 28 志波姫町立児童館 29 保健センター(この花さくや姫プラザ)
花山村	30 保健センター

産業・観光施設

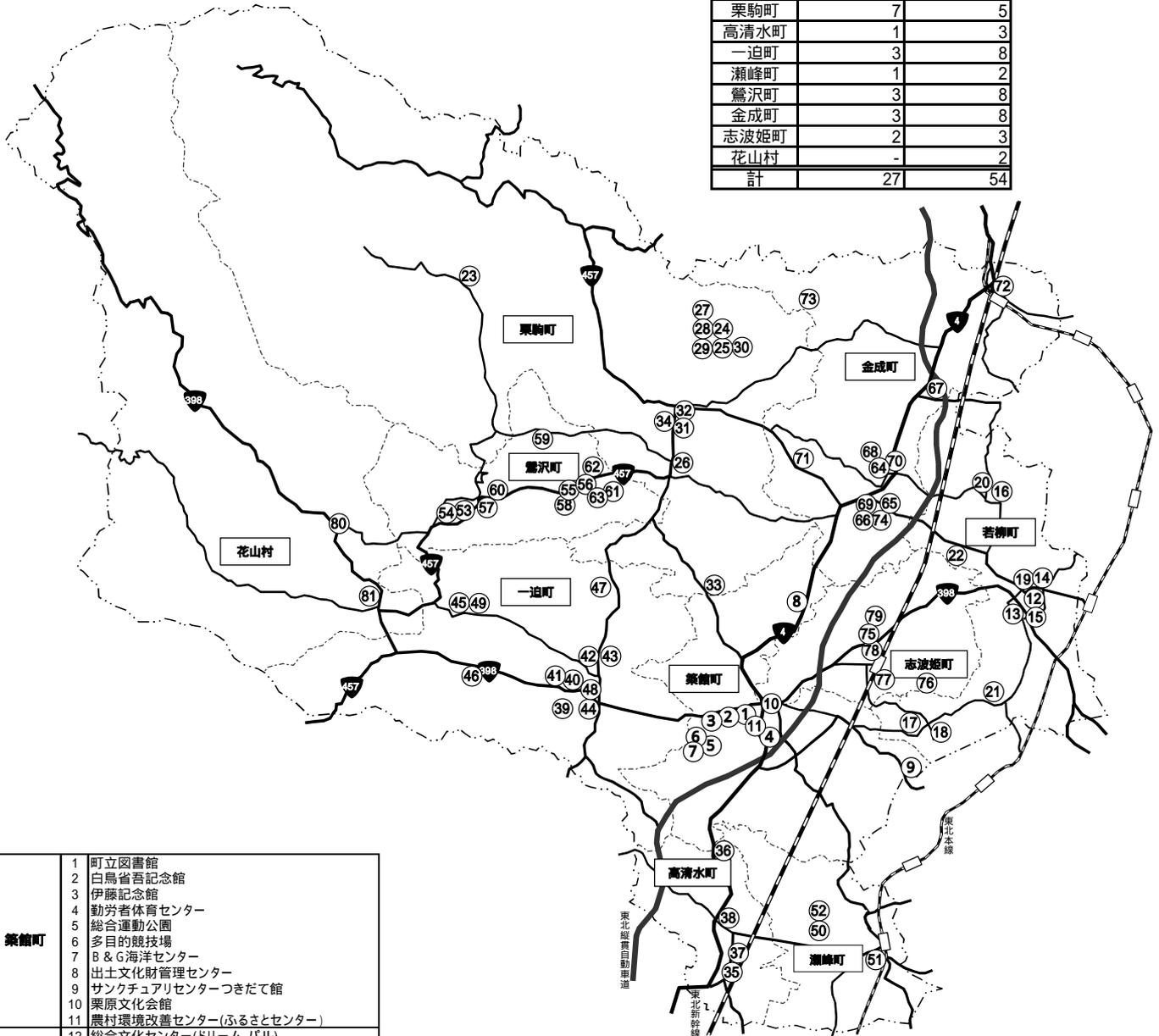
	産業施設	観光施設
築館町	1	-
若柳町	1	-
栗駒町	2	7
高清水町	-	1
一迫町	1	2
瀬峰町	-	2
鶯沢町	-	1
金成町	-	1
志波姫町	1	4
花山村	1	7
計	7	25



築館町	1	有機肥料センター	
若柳町	2	多目的研修センター	
栗駒町	3	農林水産物直売所(愛藍人・文字)	
	4	新林業構造改善事業施設(高原創造センター)	
	5	畜産資料展示施設(栗駒高原ファームバル)	
	6	商店街活性化施設(みちのく風土館)	
	7	いいこの村栗駒	
	8	温泉保養施設(ハイルザーム栗駒)	
	9	町営駒の湯キャンプ場	
	10	町営駒の湯スキー場	
	11	栗駒高原オートキャンプ場	
	高清水町	12	市民貸農園(ふれあいランド いずみ)
	一迫町	13	地域産物展示販売施設(あやめの里)
14		牛淵特産物直売センター(奥のよりみち)	
15		農村婦人の家	
瀬峰町	16	農産物直売所(栗っちゃんハウス)	
	17	五輪堂山公園	
鶯沢町	18	細倉メインパーク	
金成町	19	保養センター(金成延年閣)・屋内ゲートボール場	
	20	くりはら交流プラザ(観光物産館)	
志波姫町	21	カリヨン公園	
	22	農村婦人の家	
	23	農産物直売所(彩菜ハウス姫っこ)	
	24	農産物直売所(たんぼぼ)	
花山村	25	花山青少年旅行村	
	26	花山温泉 温湯山荘	
	27	花山村寒湯番所跡	
	28	千葉周作ゆかりの家	
	29	地域産物展示販売施設(湖畔のみせ旬彩)	
	30	ミスバショウ公園	
	31	道の駅路田里はなやま(自然薯の館)	
	32	花山村交流センター(ふるさと交流館)	

スポーツ・文化施設・コミュニティ施設

	スポーツ施設	文化施設
築館町	4	7
若柳町	3	8
栗駒町	7	5
高清水町	1	3
一迫町	3	8
瀬峰町	1	2
鶯沢町	3	8
金成町	3	8
志波姫町	2	3
花山村	-	2
計	27	54



築館町	1	町立図書館
	2	白鳥省吾記念館
	3	伊藤記念館
	4	勤労者体育センター
	5	総合運動公園
	6	多目的競技場
	7	B & G 海洋センター
	8	出土文化財管理センター
	9	サンクチュアリセンターつきだて館
	10	栗原文化会館
	11	農村環境改善センター(ふるさとセンター)
若柳町	12	総合文化センター(ドリーム パル)
	13	総合体育館(アスパルわかやなぎ)
	14	郷土資料館
	15	野球場
	16	有賀運動公園
	17	伊豆沼ウェットランド交流館
栗駒町	18	伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター
	19	中央公民館
	20	有賀公民館兼コミュニティセンター
	21	畑岡公民館
	22	大岡公民館
	23	文字郷土文化保存伝習館
高清水町	24	栗駒町総合体育館
	25	栗駒町町民プール
	26	栗駒町民武道館
	27	栗駒町総合運動公園
	28	栗駒町庭球場
	29	栗駒勤労者体育センター(栗駒球場)
一迫町	30	サン・スポーツランド栗駒(多目的グラウンド)
	31	栗駒伝統文化の伝承館(みちのく伝創館)
	32	栗駒町公民館
	33	活性化センター・芋埵(宝来の里)
	34	農民健康増進センター
	35	生涯学習館(You遊21)
瀬峰町	36	高清水体育センター
	37	高清水町公民館
	38	コミュニティセンター

一迫町	39	一迫町民柔剣道場
	40	山王考古館
	41	埋蔵文化財センター(山王ろまん館)
	42	町民野球場
	43	庭球場・多目的広場
	44	中央公民館
瀬峰町	45	金田公民館
	46	長崎公民館
	47	姫松公民館
	48	活性化センター
鶯沢町	49	農村環境改善センター
	50	町民総合運動場・トレーニングセンター・柔剣道場
	51	瀬峰町公民館
金成町	52	農村環境改善センター(テアリホール)
	53	鉢山資料館
	54	郷土資料館
	55	鶯沢体育館
	56	町民水泳プール
	57	細倉体育館
	58	鶯沢町公民館
	59	鶯沢町公民館北郷分館
60	鶯沢町公民館細倉分館	
志波姫町	61	多目的研修センター
	62	振興センター
	63	就業改善センター

金成町	64	歴史民俗資料館
	65	体育センター
	66	運動公園(ゆうゆうグラウンド、わんぱく広場)
	67	健康広場(野球場、陸上競技場、テニスコート)
	68	過疎地域総合センター(けやき会館)
	69	生涯学習センター・中央公民館
志波姫町	70	金成公民館
	71	津久毛公民館
	72	萩野公民館
	73	野外活動センター
花山村	74	農村環境改善センター
	75	志波姫町運動公園
	76	志波姫町体育センター
栗駒町	77	くりはら交流プラザ(アクアエリア)
	78	志波姫町公民館
	79	農村環境改善センター(この花さくや姫プラザ)
	80	花山村公民館
花山村	81	草木コミュニティセンター